

松本市景観計画デザインガイドライン

⑰ 東部地区 編

令和5年3月

松本市

第1章	はじめに		
1.	ガイドラインの位置づけ	-----	2
2.	松本市の景観特性	-----	3
3.	ガイドラインの構成	-----	5
第2章	景観形成の目標		
1.	地区の景観特性	-----	9
2.	景観形成の基本的考え方	-----	9
3.	俯瞰的／身近な視点から捉えた本地区の景観	-----	9
4.	景観形成の目標	-----	13
第3章	景観形成基準		
1.	建築物 高さ・配置	-----	16
2.	建築物 形態意匠	-----	18
3.	建築物 色彩・素材	-----	26
4.	建築物 外構デザイン・敷地緑化	-----	30
5.	工作物	-----	37
6.	建築物／工作物 駐車場	-----	44
7.	建築物／工作物 夜間景観の演出	-----	47
8.	屋外物件堆積・土地の形質の変化	-----	49
第4章	眺望景観		
1.	眺望景観の配慮の考え方	-----	54
2.	松本市の眺望景観・眺望点と景観誘導の考え方	-----	56
3.	眺望景観の配慮指針（景観区域別）	-----	58
第5章	屋外広告物		
1.	屋外広告物の種類と地域分類	-----	68
2.	規模と形態	-----	70
3.	色彩・素材	-----	78

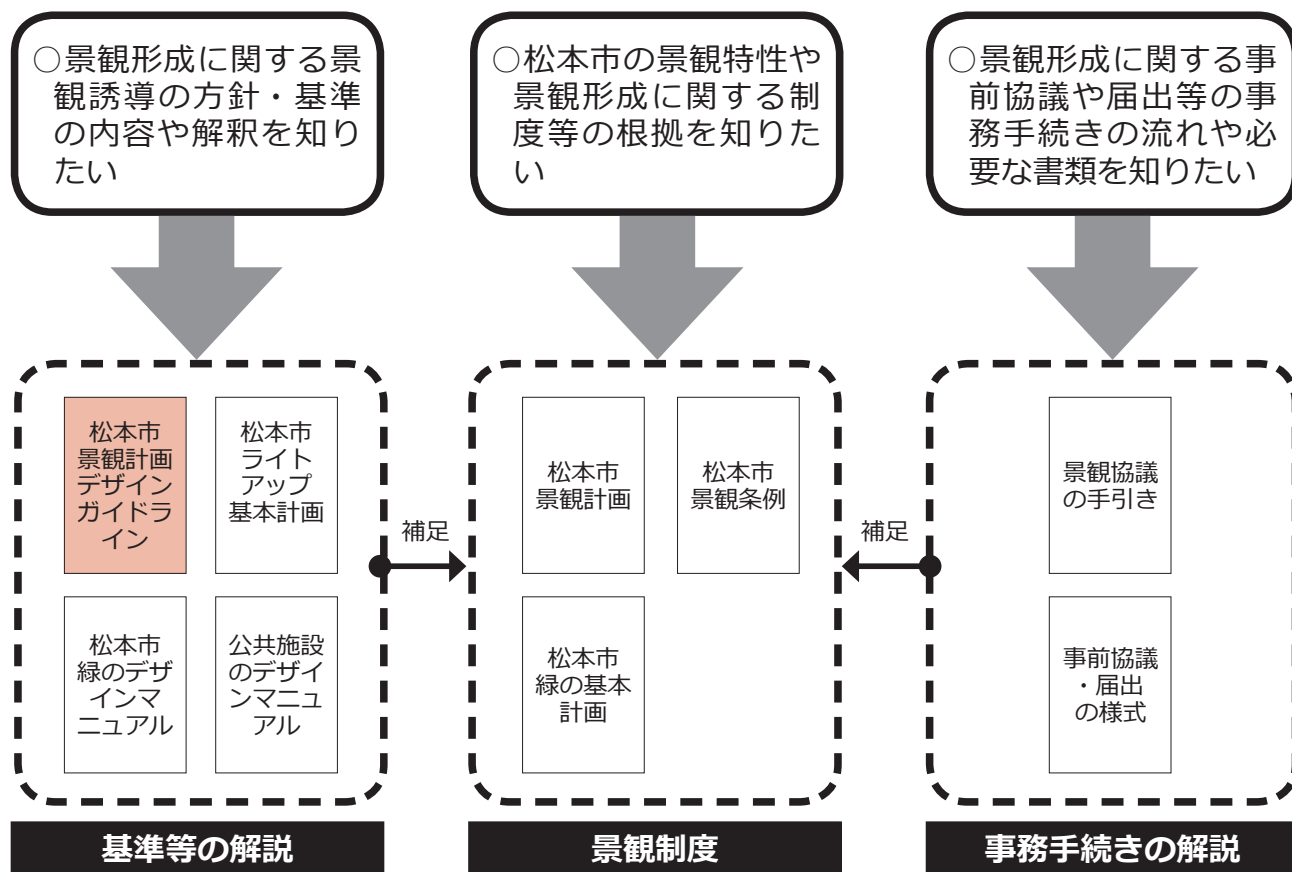
第1章 はじめに

1. ガイドラインの位置づけ
2. 松本市の景観特性
3. ガイドラインの構成

1. ガイドラインの位置づけ

■ガイドラインの目的

- 松本市では、まち中から仰ぎ見る北アルプスや東山の山並み等、守るべき価値のある景観を保全し、地域特性を活かし、松本らしいまちづくりを進めるため、景観法に基づく松本市景観計画に景観形成の目標や景観形成基準等を定め、良好な景観の形成に取り組んでいます。
- 松本市景観計画においては、景観法に基づく建築物の建築等に際しての届出制度の運用に加えて、松本市景観条例に基づく事前協議制度を運用しています。
- 松本市景観計画デザインガイドライン（以下、ガイドライン）は、事前協議制度や届出制度の運用にあたって、景観誘導の方針や景観形成基準の内容や解釈の考え方を示すものです。制度を活用する関係者の理解を深め、認識を共有化させ、松本らしい景観づくりへ橋渡しすることを目的としています。



2. 松本市の景観特性

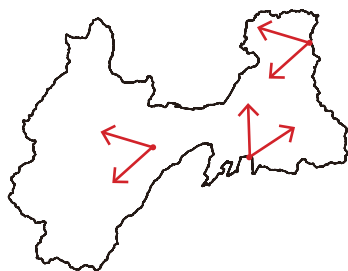
- 松本市の将来景観イメージは、市民等への意向調査*によると、『魅力的な住宅地区』、『美しい農地が広がる田園地区』、『歴史風土が残る地区』、『美しい里山や丘陵地が広がる地区』等が多くあげられています。
- 松本市への来訪者への意向調査*によると、松本市の印象に残った景観イメージは、『山岳の眺望・町中からの遠景』、『自然景勝地』、『歴史的建造物等を保全・活用したまち並み』など多くあげられています。
- このような意見は、このまちの地形の多様さや土地のあり様が、人々の受けとる景観の印象に影響を及ぼしていることが読み取れます。 【* いずれの調査も平成18年度実施】

2-1. 俯瞰的な視点から捉えた松本の景観特性

- 上記のような松本の景観イメージを想起するにあたり、私たちは地形や土地利用が織り成す各地の優れた景観の諸相を、下記のような景観型として捉え、その美しさや見事さを認識しています。
- 松本市では、このような景観型を守り育むため、景観計画において景観型毎に景観形成の方針・方策を設定しています。

①眺望型景観

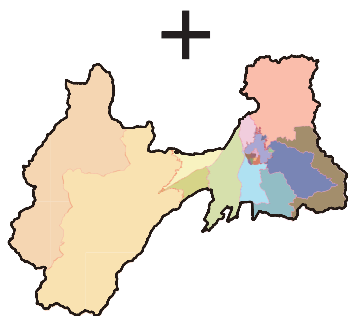
眺望点から仰ぎ見たり、見下ろしたりする眺め
(眺望景観)



- 松本市の景観的な魅力の一つは**東西の山並みを眺望できる**点にあります。松本城から望む東西の山並み、まち中や里から仰ぎ見る北アルプスや東山の姿は、四季それぞれに、また一日のうちでも朝・昼・夕とその様を変えて心に染みる風景を見せてくれます。

②環境型景観

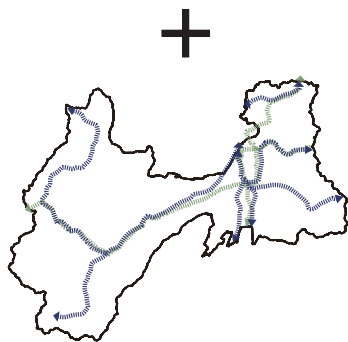
見る者の周囲をぐるりと取り巻く眺め
(景観類型地)



- 松本市は長野県中央部の東の峰から西の峰まで、広い範囲にわたるエリアを市域としています。そのため、**一定領域を同質の土地利用や地形が作る環境型景観**が、山岳部分、田園・集落部分、市街地部分それぞれに特徴的な姿を呈して存在しています。市街地部分には、さらに小領域の環境型景観として、住宅地景観や産業地景観（商業地景観や工業地景観）があり、松本城を中心としたエリアには歴史的景観が構成されています。

③軸型景観

通りや川筋に展開する連続的な眺め
(景観軸)



- 松本市域には主要な道路や河川が数多くありますが、これらは**環境型景観を貫くかたちで連続的な景観軸**を形成し、視線が自然に遠方へといざなわれ、景観の中に自身も漂うような体験を私達に味合わせてくれます。特に市街地部分や田園・集落部分の居住地を抜ける道路沿いでは街並み景観が形成され、歩く楽しみを提供してくれます。また河川軸においては水辺を眺める楽しみが付加されます。

2-2. 身近な視点から捉えた松本の景観

- 松本の景観は、人々の暮らし、美しい自然、そして歴史風土を、せせらぎの音とともに水がゆるやかに紡いでゆく景観は、見えがかり的な美しさのみならず、かけがえのない日常の体験を私たちにもたらしめています。
- 松本市では、このような身近な視点から捉えた松本の景観を守り育むため、景観形成基準の適合等を図る際には、行為地の周辺におけるこれら景観の要素にも着目して景観協議を行います。

①人々の暮らし

- 暮らしの場となる公園や道路といった公共空間等は、市民や来訪者が松本を身近に感じる暮らしの場であり、松本市の景観イメージをつくるものです。



公園、道路・街路樹

②美しい自然

- 市域を取り囲む美ヶ原や上高地・乗鞍高原などの山々から松本平にすそ野のように広がる自然や松本平内の緑地は、人々が集い、心の豊かさを与えるものです。



自然公園、緑地

③歴史風土

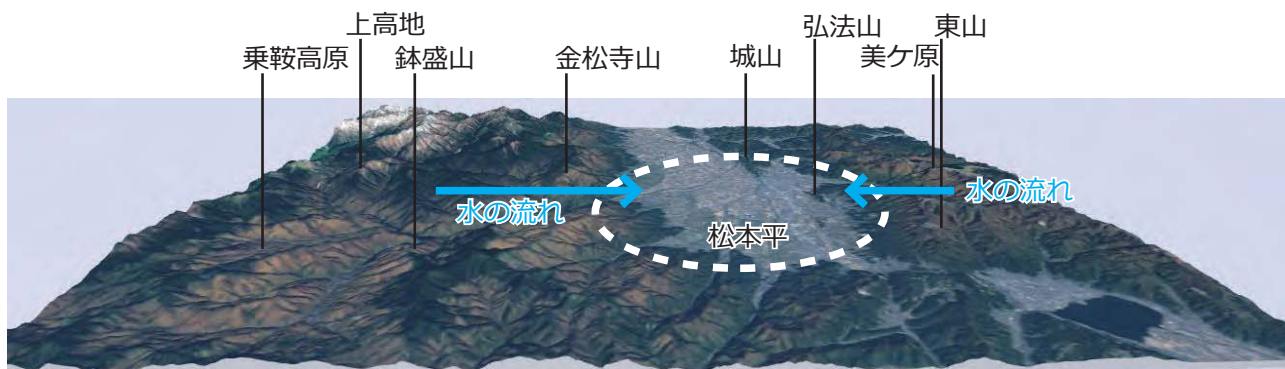
- 地域にある文化財、社寺や歴史的街並みといった先人たちから引き継いできた歴史文化は、来訪者を呼び込むとともに、地域への愛着や市民の帰属感、誇りを育むものです。



文化財、社寺、歴史的街並み

④水

- 周囲を山々に囲まれた松本平は、美ヶ原、東山などの筑摩山地に降った雨や雪が、松本市街地の地下で巨大な水がめを形成し、豊富な地下水に恵まれています。これらを利用した井戸や湧水をいたる所で見ることができ、中世から親しまれる信濃の国第一の名水と謳われた「源智の井戸」や、かつて市内の飲料水を賄っていたという源地の水源地も中心市街地にあり、『湧水のまち』という景観イメージは、松本市の景観特性です。



* 電子地形図 25000 国土地理院を加工して作成



井戸



湧水



河川

松本市域全域（南から北を望む）における水の流れ、松本平で見られる多様な水の景観

3. ガイドラインの構成

3-1. 松本市景観計画に基づく景観形成の制度概要

STEP 1

- 松本市では、地域特性を活かした景観形成を図るため、**景観類型地に基づく景観誘導を基本**としています。そのため、景観特性や景観形成の目標は景観類型地毎に設定しており、これらの内容を前提として、行為の計画をしてください。

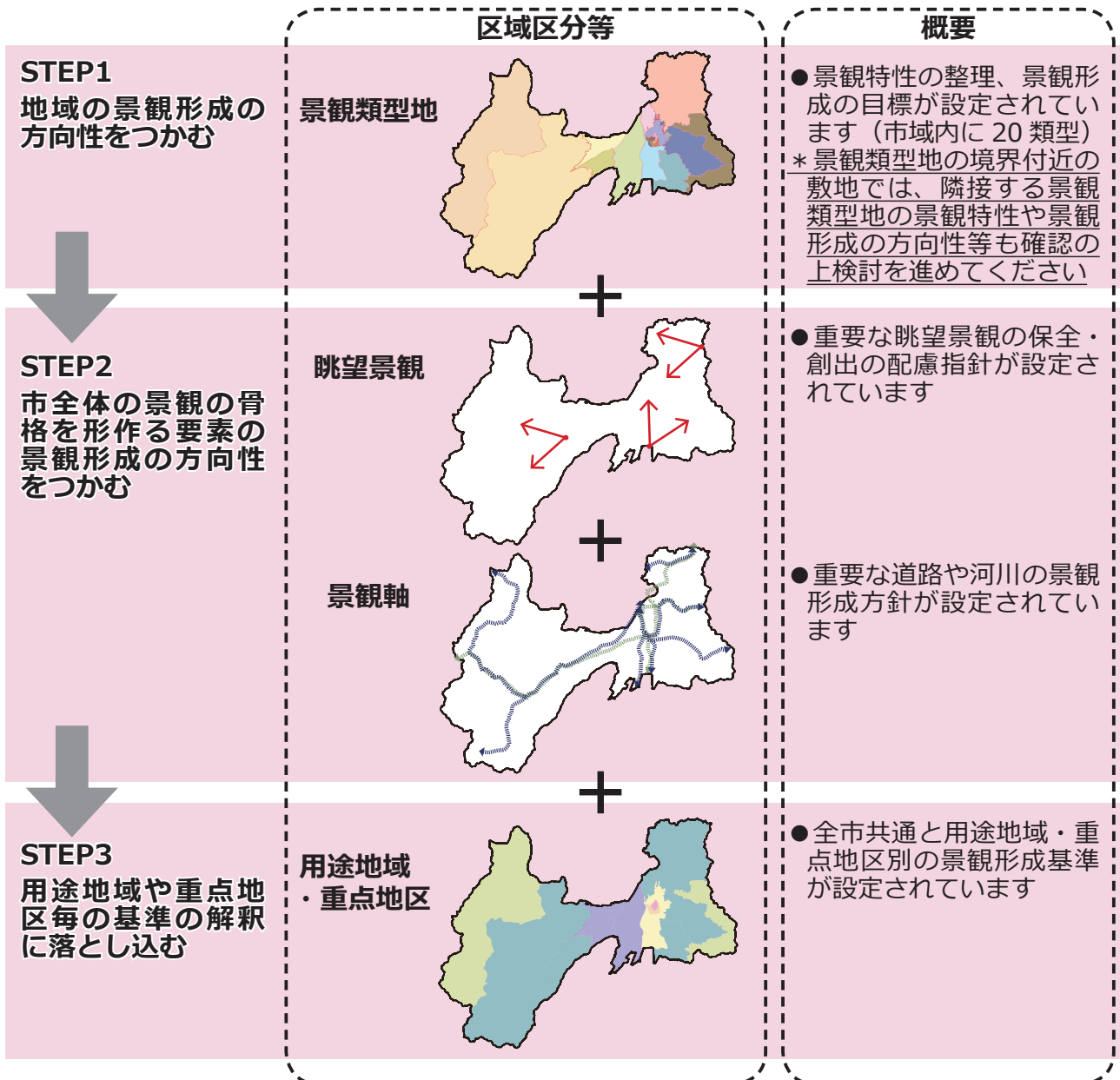
STEP 2

- 松本市全体の景観構造を維持向上を図る観点から、**道路沿道や河川沿川を対象とする景観軸、起伏や建造物等により生み出される眺望景観を設定**し、方針・指針を設定しています。計画地が景観軸や眺望景観の対象に該当する場合は、これらの内容を前提として、行為を計画してください。

STEP3

- 景観は、用途地域に基づく土地利用制限等により総体として表出する景観に一定のまとまりを与えています。また、松本城周辺などの界わいとも言えるより小さいまとまりを感じられるエリアが存在しており、これらのエリアは景観計画において重点地区に指定されています。景観類型地の景観形成の目標、景観軸や眺望景観の方針・指針への考え方を整理しつつ、**用途地域・重点地区毎に設定される景観形成基準へ適合**させてください。

- 景観法及び松本市景観条例に基づく事前協議や届出を行う際は、景観類型地や景観軸、眺望景観への景観形成の考え方、及び景観形成基準への適合の説明書をご提出頂きます。



3-2. ガイドラインの構成

- ガイドラインは、景観計画で示される方針や景観形成基準等を踏まえつつ、下記に示すような構成でその解説を示しています。
- ガイドラインは、景観計画で定義される景観類型地別に作成しておりますが、ガイドラインの構成は共通しています。各章の内容は、当該景観類型地に即した内容を示しております。
- これから計画する行為地の景観類型地上の位置づけをご確認頂き、属している景観類型地のガイドラインをご参照ください。

松本市景観計画デザインガイドラインの構成とその概要

第1章 はじめに

1. ガイドラインの位置づけ
2. 松本市の景観特性
3. ガイドラインの構成

- 景観計画をはじめとした景観行政で使用する書類の全体像、その中でのガイドラインの役割を整理しています。
- 松本市の景観特性は景観計画において解説されていますが、その概要を簡潔に整理しています。
- 景観計画で設定される景観形成の制度概要を解説しています。

第2章 景観形成の目標

1. 地区の景観特性
2. 景観形成の基本的考え方
3. 俯瞰的／身近な視点から捉えた本地区の景観
4. 景観形成の目標

- 景観類型地の共通の景観特性の概要、景観形成の基本的な考え方を示しています。
- 特に配慮が必要な景観資源等を明示していますので、計画地の周辺の状況をご確認ください。
- 土地利用類型毎に設定される景観形成の目標を実現するため、景観協議の際に力点をおく重要テーマを設定しています。**重要テーマは、事前協議や届出をする際のポイント**となりますので、事前によく検討してください。

第3章 景観形成基準

1. 建築物 高さ・配置
2. 建築物 形態意匠
3. 建築物 色彩・素材
4. 建築物 外構デザイン・敷地緑化
5. 工作物
6. 建築物／工作物 駐車場
7. 建築物／工作物 夜間景観創出
8. 屋外物件堆積・土地の形質の変更ほか

- 景観形成基準の解釈の考え方、その解釈の例を紹介しています。
- 景観形成基準は、景観法や景観条例に基づき適合の判断をする根拠となるものですので、景観形成基準の意図を事前によく読み込み、検討してください。
- 事前協議や届出においては、景観形成基準の適合だけでなく、基準への適合の考え方を問います。その考え方は、**第2章や第4章に示す内容への理解の深さを問いますので、第3章の内容だけで判断しないでください。**

第4章 眺望景観

1. 眺望景観の配慮の考え方
2. 松本市の眺望景観・眺望点と景観誘導の考え方
3. 眺望景観の配慮指針(景観区域別)

- 眺望景観全般の配慮の考え方、市が登録している眺望点における景観誘導の考え方を紹介しています。
- 対象物毎の配慮の視点、その配慮例などを明示していますので、眺望点と計画地の関係性をご確認頂き、内容をよく読み込み、検討してください。

第5章 屋外広告物

1. 屋外広告物の種類と地域分類
2. 規模と形態
3. 色彩・素材

- 屋外広告物の掲出について、屋外広告物条例の基準を踏まえつつ、景観形成の視点から配慮すべき事項を解説しています。
- 屋外広告物条例に基づく許可申請や建築行為の**協議の際のよりどころとなる考え方**を示していますので、事前によく読み込み、検討してください。

3-3. ガイドラインで用いるアイコン、用語

共通

■用語

- 本ガイドラインでは、松本市景観計画と同様に“まち”の表現を以下の3種類の文字で表現しています。
 - 町・町並み……………面としての家並みやその風景
 - 街・街並み……………道筋や川筋などの線に沿った家並みやその風景
 - まち・まち並み…上記2つの表現を含む広い風景

■アイコン

- 本ガイドラインでは、各章の各項目を補足する情報を下記のアイコンを付して掲載しています。



各章の各項目を補足する情報を表示するアイコン

■景観計画の抜粋箇所

- 本ガイドラインでは、景観計画の内容を抜粋している箇所を下記の囲いを付して掲載しています。



景観計画の内容を抜粋している箇所を表示する囲い

- 景観計画に示される本文を部分的に抜粋している箇所には大元の内容を参照できるように、景観計画のページ番号を掲載しています。

景観計画 P ○ 参照 大元の内容を参照するための景観計画のページ番号を掲載

■写真

- ガイドラインに掲載されている写真のうち、松本市外の写真にはキャプションに都市名を記載しています。都市名が掲載していない写真は、松本市内の写真となります。

第3章

■アイコン

- 適用対象となる用途地域等に対応した景観形成基準を示しています。



田園集落系



住居地系



商業地系



工業地系

※自然緑地系地域(自然公園地域)は、自然公園法の基準により行為の制限を行っています。

3-4. 公共施設のデザインガイドライン等

- 公共施設のデザイン指針には、国土交通省をはじめとした国が策定した以下のようなガイドラインがあります。景観形成を検討する上では、これらに示される考え方を参照することも有効です。

対象	名称	策定主体	策定年月
道路	景観に配慮した防護柵ガイドライン	国土交通省道路局	平成 16 年 1 月
	道路デザイン指針（案）	国土交通省 都市・地方整備局、 道路局	平成 17 年 3 月
	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	道路のデザインに 関する検討委員会	平成 29 年 10 月
河川・砂防	歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン	国土交通省河川局 文化庁文化財部	平成 15 年 5 月
	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局	平成 18 年
	河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	国土交通省河川局	平成 18 年 10 月
	多自然型川づくり基本指針	国土交通省河川局	平成 18 年
	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省河川局	平成 19 年 2 月
住宅・都市	景観ガイドライン「都市整備に関する事業」	国土交通省 都市・地方整備局	平成 17 年 3 月
	住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国土交通省住宅局	平成 17 年 3 月
農山村	美の里づくりガイドライン	農林水産省農村振 興局	平成 16 年 9 月
	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省農村振 興局	平成 18 年 5 月
官庁営繕	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	国土交通省官庁営 繕部	平成 16 年 5 月
その他	景観重要公共施設の手引き（案）	国土交通省 都市・地方整備局	—
	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針	国土交通省大臣官 房	平成 19 年

第2章 景観形成の目標

1. 地区の景観特性
2. 景観形成の基本的考え方
3. 俯瞰的／身近な視点から捉えた本地区の景観
4. 景観形成の目標

1. 地区の景観特性

景観計画 P33 参照

- 本地区は、薄川と主要地方道松本和田線沿いに集落と農地が带状に広がります。丘陵地はぶどう畑が広がり、周辺の山並みと調和した、のどかな田園景観を形成しています。薄川の上流域は伝統的な農村集落があり、良好な農村景観を保持しています。
- 橋倉地区は伝統的な様式を取り入れて改築された住宅の存在により、新旧の住宅が調和した農村集落の景観を成しています。また、遠景には松本平と北アルプスが控える良好な眺望景観を保持しています。市街化調整区域との境界付近では、伝統的な住宅と西洋様式の住宅が混在する景観となっています。



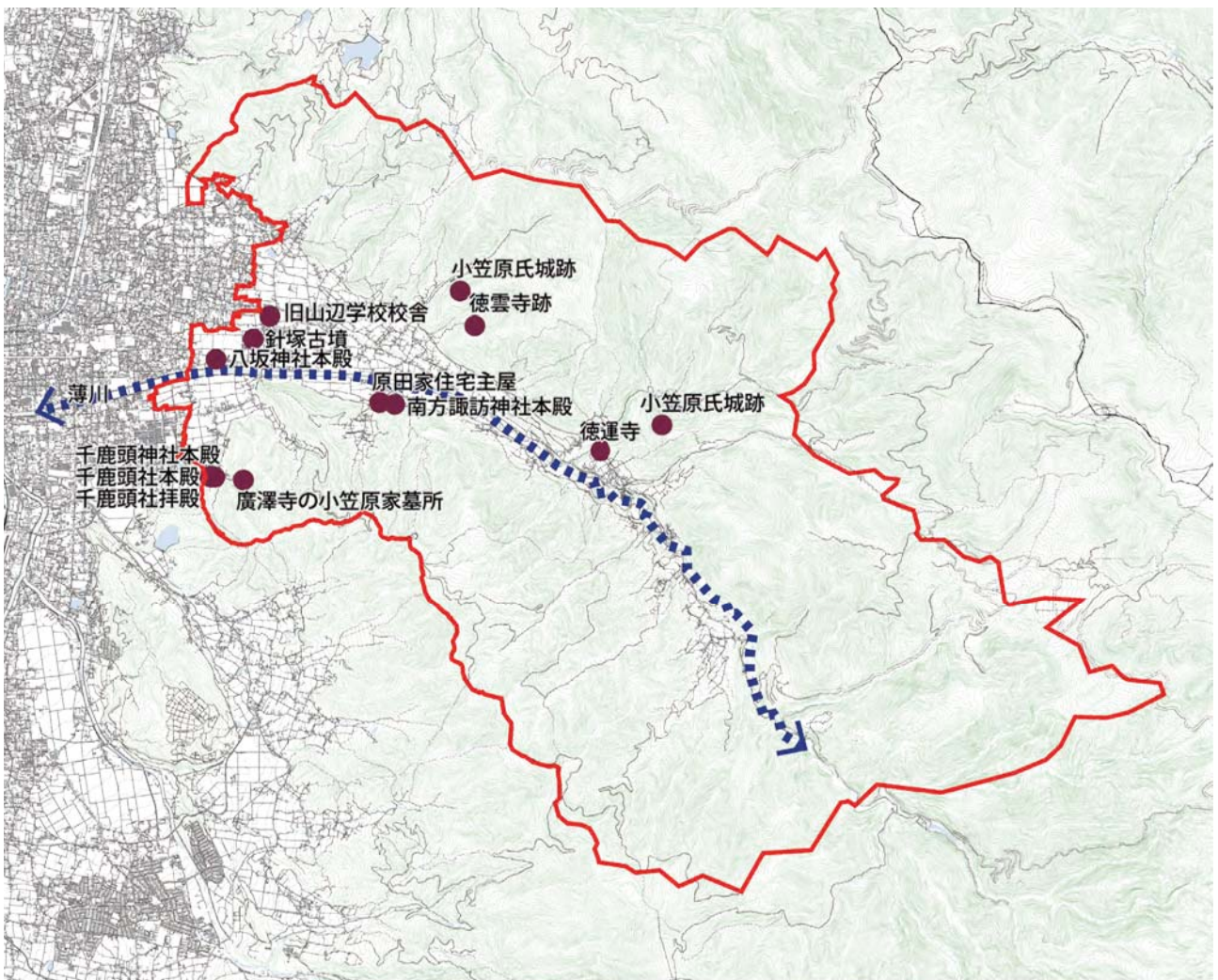
まとまった平地に集落と農地が広がり、眼前にせまる周囲を取り囲む山並みと調和したのどかな田園景観

2. 景観形成の基本的考え方

景観計画 P33 参照

- 周辺の美しい緑地景観の保全を図るとともに、自然と田園に調和する農村集落の景観形成を図ることとし、住宅地においては緑豊かな落ち着いた家並み景観を形成します。

3. 俯瞰的／身近な視点から捉えた本地区の景観



凡例



文化財

景観軸(道路軸)

景観軸(河川軸)

3-1. 俯瞰的な視点から捉えた本地区の景観

(1) 景観軸

景観計画 P36-40 参照

- 本地区内では下記の道路、河川が景観軸として指定されています。
- 景観軸内の建造物、緑、屋外広告物等は、景観軸の指針を念頭に、眺望にも配慮しながら、周辺の街並みや田園、山並みと調和し、かつ連続性を保った緑豊かな景観の創出を目指します。

河川軸



薄川

- 緑豊かな河川景観を将来に渡り保全するとともに、橋梁からの山並み眺望景観、街並み眺望景観の保全を目指す

(2) 眺望点

景観計画 P41-61 参照

- 本地区内では下記の眺望景観の視点場が選定されています。
- 眺望景観毎の配慮指針を念頭に、眺望景観の維持保全を目指します。



針塚古墳

- 太陽光発電施設や塔状工作物、高層建築物などの設置により、眺望景観が阻害されないよう配慮する
- 近中景に設置される広告物は、周囲から大きく突出するような形態を避け色彩のまとまりにも配慮する

3-2. 身近な視点から捉えた本地区の景観

- 本地区内では下記のような身近な視点から捉えた景観が見られます。
- これら景観をを守り育むため、景観形成基準の適合等を図る際には、行為地の周辺におけるこれら景観の要素にも着目して景観協議を行います。



旧山辺学校校舎

- 地域の景観を特徴づける建造物は、背景となる隣地の使い方・建物等を工夫し、建造物が映える景観形成を目指す



南方諏訪神社本殿

- 神社等の地域のシンボルや景観を特徴づける建造物は、背景となる隣地の使い方・建物等を工夫し、建造物が映える景観形成を目指す



針塚古墳

- 古墳として文化財の価値の保存を念頭に、市民の憩いの場としての環境形成を目指す

■ 配慮が必要な主な景観

種別	具体的場所
公園・緑地	—
街路樹	—
井戸・湧水・池	—
文化財	旧山辺学校校舎（県宝）、針塚古墳（県指定史跡）、八坂神社本殿（市指定有形）、徳雲寺跡（市特別史跡）、南方諏訪神社本殿（市指定有形）、原田家住宅主屋（国登録有形）、小笠原氏城跡（林大城）（国指定史跡）、小笠原氏城跡（林小城）（国指定史跡）、千鹿頭神社本殿（市指定有形）、千鹿頭社拝殿（市指定有形）、千鹿頭社本殿（市指定有形）、廣澤寺の小笠原家墓所（市特別史跡）、小笠原氏城跡（山家城）（桐原城）（県指定史跡）、徳運寺（国登録有形）
その他特徴的な資源、まち並み	伝統的な農村集落、新旧の住宅が調和した集落、松本平、北アルプス、伝統的な住宅と西洋様式の住宅が混在 など
景観軸	道路軸 河川軸
眺望点	パノラマ
まちづくり協定締結地区	—

4. 景観形成の目標

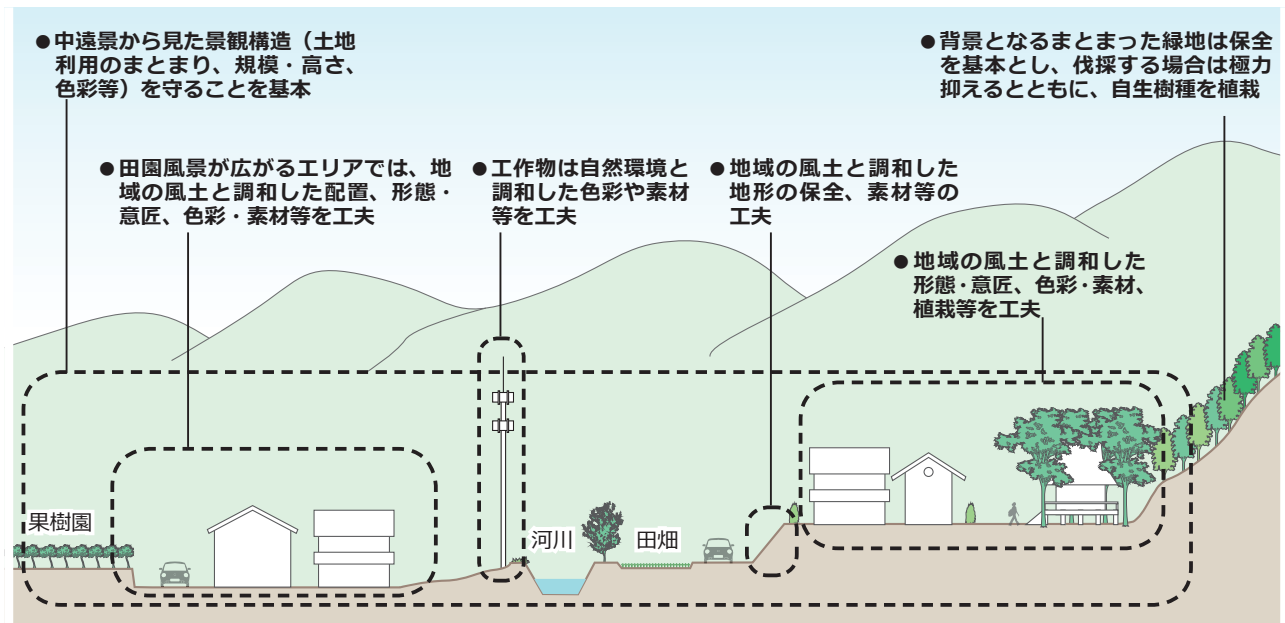
■用途地域外

【景観形成の目標】

- 建築物等の建築に際しては田園風景や周辺の樹林と調和した落ち着いた家並み景観を形成できるようデザインや色彩に配慮し、農村集落や田園地帯の自然と一体となった落ち着いた農村景観の保全に貢献するよう努める。
- 北アルプスと松本平の眺望景観の維持に貢献するよう努める。

【協議の重要テーマ】

- 田園風景が広がるエリアでは、中遠景から見た景観構造を守ることを基本とし、近景では形態・意匠、色彩・素材、植栽等を工夫し、地域の風土と調和した景観を形成
- まとまった緑地は保全を基本とし、伐採する場合は極力抑えるとともに、自生樹種を植栽するなど、自然環境への影響を極力留める
- 携帯基地局等の工作物を設置する場合は、色彩や素材等を工夫して、豊かな自然環境と調和した景観を形成
- 配慮が必要な景観の特性に応じた周囲の敷地での工夫をして、景観が映える環境の維持・向上



第3章 景観形成基準

1. 建築物 高さ・配置
2. 建築物 形態意匠
3. 建築物 色彩・素材
4. 建築物 外構デザイン・敷地緑化
5. 工作物
6. 建築物／工作物 駐車場
7. 建築物／工作物 夜間景観創出
8. 屋外物件堆積・土地の形質の変更ほか

1. 建築物 高さ・配置

1-1. 高さ

景観形成基準 ◇景観形成基準（共通）／■景観形成基準（用途地域別）

- ◇山並みの眺望景観を阻害しないように、地域特性を考慮した高さとする。
- 高さの最高限度の基準を、次のように定める。
- 【市街化調整区域】10 m
- 【都市計画区域外】10 m

景観形成基準の解説

建築物は山並みのスカイラインを分断しない高さに抑えます。



1-2. 配置／道路からの位置

景観形成基準

- 道路側に十分な空地（オープンスペース）を確保し、緑化等で潤いのあるスペースとする。

景観形成基準の解説

敷際（しきぎわ：道路に面した敷地部分）に十分な空地を確保し緑化します。





1-3. 配置／敷地内配置

景観形成基準

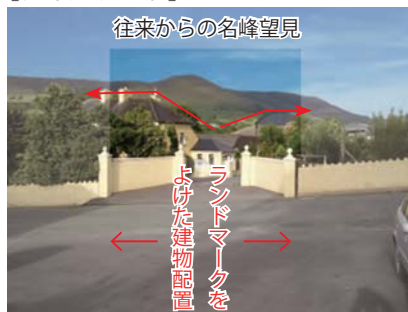
◇ランドマーク等の眺望を阻害しないよう配置に配慮する。

景観形成基準の解説

土地の名峰を通りからも望める建物配置とします。



【アイルランド】



景観形成基準

■隣接する敷地境界からできる限り後退する。

景観形成基準の解説

隣接建物との間隔を確保し、宅地境界部に生じ易い隔絶感をなくします。



高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

景観形成基準

- 既存樹を活用できるような配置を工夫し、極力伐採を避ける。

景観形成基準の解説

既存樹を活かした配置構成で敷地の印象を高めます。



【伊那市】



既存樹を活かした建物配置とします。



【ドイツ】



2. 建築物 形態意匠

2-1. 周辺景観との関係性

景観形成基準

- 山並み等、周辺自然景観と調和する形態や、周囲の家並みとの親和性（馴染んでいて親しみ易いこと）に配慮した形態とする。

景観形成基準の解説

背景の山容や周囲の家並みに馴染んだ形態とします。



2-2. 建築物自体の意匠性

景観形成基準

- ◇建築物として、意匠全体のバランスに配慮し、まとまりのある形態とする。
- ◇建築物の正面デザイン（形状、規模、素材、色彩、植栽等総合的デザイン）に配慮し、統一感の中にも表情のある公共空間形成につながる佇まいを目指す。

景観形成基準の解説

造形的なデザインや色彩の工夫で表情を作ります。



高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

ゲーブル(切妻壁、立ち上り壁)で表情を作ります。



植栽により、エントランスの表情を作ります。



景観形成基準

- 屋根は原則として勾配屋根とし、適度な軒の出を有するものとする。

景観形成基準の解説

勾配屋根と軒の出が農村集落に合った家並みを守ります。



景観形成基準

■ 伝統的な地域様式や和風を意識した形状、デザインにする。

景観形成基準の解説

地域様式に沿ったデザインで風土に馴染んだ印象とする。



農村部に合った和風形態

周囲の伝統的な建物に呼応したデザインとします。



新設 既存(土蔵)

隣接土蔵に合わせたデザイン

2-3. 屋上設備・建物スカイライン

景観形成基準

◇ スカイラインを構成する建物上端をまとまりのあるデザインとする。

景観形成基準の解説

スカイラインとしての調和が感じられる建物上端部を整えます。



【福岡市】

調和を感じる
スカイライン
の上端部

高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

景観形成基準

- 屋上設備等は原則として設けないが、設置の場合は、ルーバー等で遮へいするか、外部から目立ち難い位置に配置するなどの措置を行う。

景観形成基準の解説

屋根部分と同化した囲いで屋上設備を遮へいします。

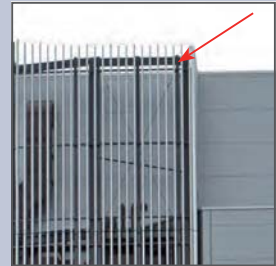


【軽井沢町】



ルーバー

ルーバーとは羽板（はいた：細長い板）や羽板状の金属製具を平行に組んで並べたものの総称です。羽板の角度によって目線の遮断や日よけ、雨よけ、通風、換気などの目的で使用されます。



2-4. 付帯設備／付帯施設

景観形成基準

◇屋外階段、配管類等の付帯設備は極力目立たないようにし、建築物本体との調和を図る。

景観形成基準の解説

屋外階段をルーバー等で覆い、建物本体との調和を図ります。



ルーバー+壁で覆った階段部と
建物の一体化



ガラス壁面で
覆った階段部
と建物の一体
化

室外機等住宅付帯設備の遮へいを建物と同化する形で行います。



室外機を木製の格子
の囲いで遮へい

高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

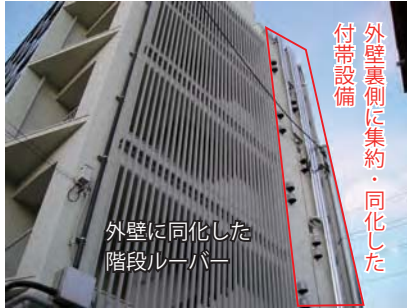
人目につきやすい表通りでは、サイズは小さくても露出は避けます。



配管類等の付帯設備はできる限り集約し、外壁と馴染む素材や色彩をういます。



【東京都目黒区】



機器類格納用の収納箱を建物本体と呼応するデザインで設置します。



周囲の街並みや壁面と一体化させます。



【岐阜県高山市】



景観形成基準

◇付属施設（車庫、物置等）は建築物本体と一体的なデザインとする。

景観形成基準の解説

車庫を主屋と一体化します。



比較的大きなゴミ置き場は、建物本体との一体化と同時に周辺環境との調和にも配慮します。



高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

3. 建築物 色彩・素材

3-1. 色彩

景観形成基準

- ◇彩度が低く、落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和に配慮する。
- ◇外壁において、見付面積の1/5以下のアクセントカラーは、本制限を適用しない。ただし、景観上支障のない場合に限る。
- ◇屋根も本制限を適用するが、アクセントカラーによる緩和は認めない。ただし、地域の伝統的な色彩として認められるものはこの限りでない。
- ◇色彩は別項の基準(右表)を超えないものとする。ただしこの基準は表面に着色していない素材色(木材、れんが、土壁、金属板、スレート、ガラスなどの資材の色彩)には適用しない。カッコ内は推奨値
- ◇遊戯施設は除く。ただし、景観上支障のない範囲に限る。
- ◇自動販売機及び屋外広告物は、別記のとおり。

田園・集落系

色相	明度	彩度
0.1R ~ 10R	制限なし	3以下
0.1YR ~ 10YR	制限なし	4以下(3以下)
0.1Y ~ 10Y	制限なし	4以下(3以下)
その他	制限なし	2以下

景観形成基準の解説

目を引くだけでなく、建物ファサード(正面)に品位ある表情を作るアクセント色活用を行います。



【東京都渋谷区：業務ビル】



【東京都渋谷区：業務ビル】

アクセントカラー

1 アクセントカラー

小面積で街並みに彩りを与える色（景観計画で定める色彩制限を超える色）をアクセントカラーといいます。アクセントカラーを活用することで目を引くだけでなく、建物ファサード（正面）に品位ある表情（建築物等に特色を付け、建物全体を引き締める効果）を作ります。アクセントカラーを用いるときは、基調色の制限に合わせて彩度の差が激しくならないように注意する必要があります。

2 色彩制限の緩和【松本市景観計画】

- (1) 外壁において、見付け面積の1/5以下のアクセントカラーについては、本制限を適用しない。ただし、景観上支障のない場合に限る。
- (2) 上記ただし書きの運用については3のとおりとします。

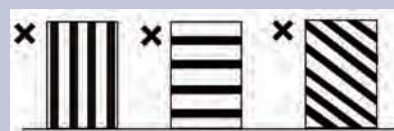
彩度制限（カッコ内は推奨値） マンセル表色系

地域	R系	Y R系	Y系	その他
田園・集落系	3 (3)	4 (3)	4 (3)	2 (2)
住居系	3 (3)	4 (3)	4 (3)	2 (2)
商業系	6 (3)	6 (4)	4 (4)	2 (2)
工業系	4 (3)	6 (4)	4 (4)	2 (2)
重点地区	3	3	3	2

3 ただし書きの運用 アクセントカラーの配置

- (1) アクセントカラーに限らず、街並みとの調和を図るため、ストライプや水玉等、色彩を細かく配色することは原則しないこととする。
- (2) アクセントカラーは外壁面において印象が強く、使用する際は建物の形態にあわせ、できるだけ効果的な配色とし、小面積に収めるよう努めることとする。

- Q. アクセントカラーを建物全面にストライプ・ボーダー状に配置したい。
- A. コントラストが激しく景観上支障があります。



4 ベースカラーとの調和

自然色は同じ属性の色を使うことで調和を成し、逆に異なる属性を使うことで自然に存在しない色合いとなってしまう、違和感を与えてしまいます。アクセントカラーを使用するときは、ベースカラーの色相と同属性の色を選択することで街並みからの突出を防ぎ、建物に心地よい特色を持たせることとします。

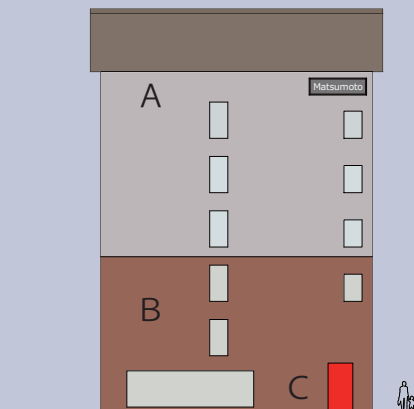
5 その他 屋外壁面広告物とアクセントカラー

壁面広告物を掲示する建築物は、屋外広告物条例によって壁面に掲示できる広告物の面積が制限されています。壁面広告物を掲示し、さらにアクセントカラーを使用するときは、壁面のアクセントカラーが壁面広告物の一部とみなされる場合があります。

色彩構成の考え方

建築物の大部分を占める基本となる色をベースカラー（基調色）といいます。

ベースカラーは彩度を低くし、周囲の建物と色相をそろえると街並みがまとまります（A）。商業地系では、2階～3階前後の低層階は相対的に彩度を高めに設定して街並みに個性を与え、中高層部では高明度、低彩度の配色で圧迫感を軽減します（B）。なお、（B）はベースカラーに対してアソートカラー（補助色）と呼びます。



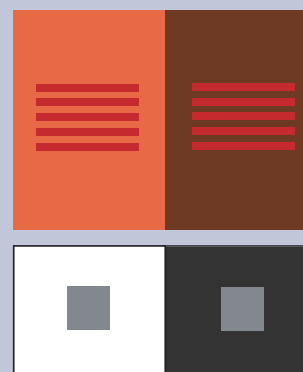
高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

小面積で街並みに彩りを与える色をアクセントカラー（C）といいます。

風景の中の色彩は、周囲や背景の色によって感じ方が違います。周囲が明るい色や鮮やかな色の場合、色は鈍く見え、暗い色や低彩度の場合は逆に明るく鮮やかに見えます。神社などの朱色の鳥居は、普段は鮮やかに見えますが、紅葉の最盛期には紅葉の彩度が高くなるため、鈍い色に見えます。このように、アクセントカラーを用いるときは、基調色の制限に合わせて彩度の差が激しくならないように注意する必要があります。



外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

マンセル表色系

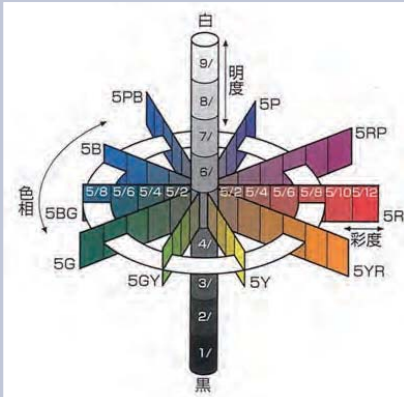
一般に色彩は、赤や青、黄などの色名で表します。しかし色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、松本市景観計画及び本ガイドラインでは、日本工業規格(JIS)にも採用されている国際的な尺度である[マンセル表色系]を採用しています。

マンセル表色系では、ひとつの色彩を[色相(しきそう)][明度(めいど)][彩度(さいど)]という3つの尺度の組み合わせによって表します。

色相

いろあいを表します。10種の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yのように表記します。



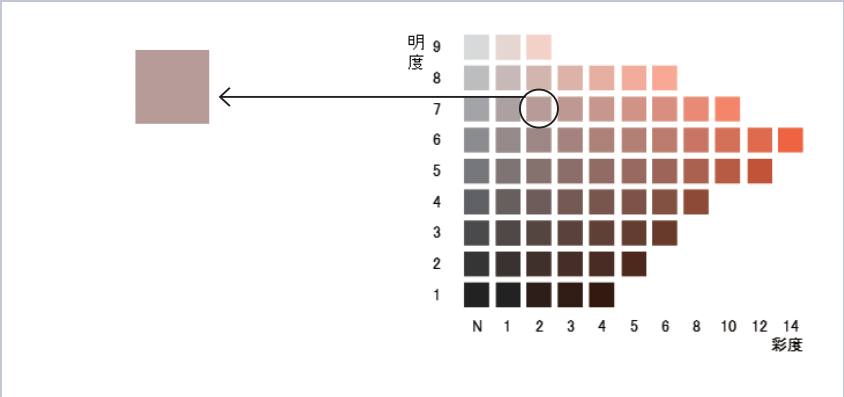
マンセル表色系の仕組み

明度

あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

彩度

あざやかさを0から14程度までの数値で表します。色味の少ない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの彩度は0になります。最も鮮やかな彩度値は色相によって異なり、赤や橙は14程度、青や緑は8程度です。



明度と彩度の関係、マンセル記号(図は5Rの色相を例示)

自然の色彩



春
彩度 2
明度 6



夏
彩度 6
明度 4



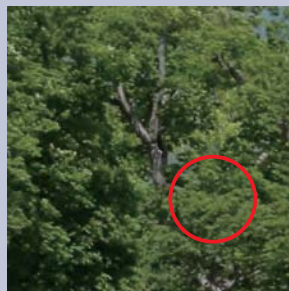
秋
彩度 6
明度 5



冬
彩度 2
明度 5



春
彩度 1
明度 8



夏
彩度 5
明度 4



秋
彩度 6
明度 8



冬
彩度 3
明度 9

3-2. 素材

景観形成基準

- ◇長期にわたり、はく離や劣化が起こらず、時間経過と共にその良さや味わいが滲み出てくるものを用いる。
- ◇安全目的等での使用を除き、反射材の使用は控える。
- 地域の伝統的な風景や田園景観との調和に配慮し、自然素材や伝統的な素材、地域の優れた景観を特徴付ける素材を活用する。

景観形成基準の解説

※素材に塗装で着色した場合には、色彩基準に適合する必要があります。(色彩の項参照)

●自然素材の風合いやエージング(経年)効果を生かす。(石材、木、竹材、土等)



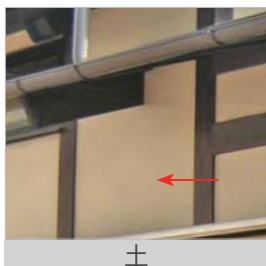
石



木



竹



土

●地域で古くから使われてきた建築材、伝統工法材に注目する。(瓦、漆喰等)



瓦



漆喰



漆喰



レンガ

●景観効果を生む人工素材にも注目する。(金属、コンクリート、タイル、壁面ガラス等)



金属



コンクリート



タイル



タイル



ガラス



木/ガラス



木/コンクリート

高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

4. 建築物 外構デザイン・敷地緑化

景観形成基準

◇空地（オープンスペース）の20%以上の緑化に努める。

景観形成基準の解説

公園等大規模スペースの緑化では、樹木の下枝払い、目線以下の高さの生垣など死角を作らない配慮をする。



○緑化の割合と植栽基準（緑のデザインマニュアル 建物用途に応じた緑化のポイント抜粋）

	事業所等	工場等	共同住宅	戸建て住宅	駐車場
目標 空地の20%以上					
様々な制約により目標値の確保が困難な場合は、周囲に潤いを与える効果的な配置等に配慮し、最低限度の緑化を行う					
最低限度（工場立地法を優先、長期優良住宅は20%）					
緑化の割合	中心市街地 (歴史的景観区域・中心都市景観区域)	5%	5%	8%	8%
	市街地 (市街地景観区域)	10%	10%	8%	8%
	田園・里山 (田園風景景観区域)	10%	20%	8%	8%
植栽基準	10㎡を超える緑地では、以下の基準により高木を植栽する ・10㎡あたり高木1本以上 ・20㎡あたり高木1本以上及び低木20本以上 (高木：成木に達した時の樹高が4m以上の樹木)				駐車場の用に供する面積が500㎡以上の路外駐車場では、以下の基準により高木を植栽する ・高木1本以上及び低木20本以上

○緑地と植栽基準の考え方

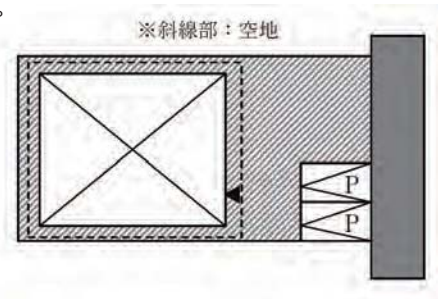
1 空地の算定基準

空地面積は原則として敷地面積から控除面積を除いた部分の面積とします。

$$\text{【空地面積】} = \text{【敷地面積】} - \text{【控除面積】}$$

【控除面積の例】

- ※建築面積：建築基準法の建築面積に含まれるバルコニー等を含む
- ※駐車スペース：車路、通路は含まない
- ※設備面積：給湯器、室外機、灯油タンク、ガスボンベ、キュービクル、ゴミストッカー等



2 緑地の算定基準

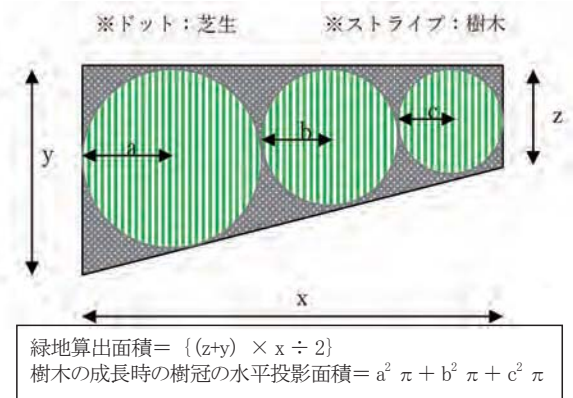
緑地は、空地面積に緑化の割合を乗じた面積（緑地必要面積）以上の実際に植栽する緑地面積（緑地算出面積）を確保する必要があります。ただし、**建築敷地が狭小地・変形地の場合**、効果的な植栽（緑のデザインマニュアル資料編の緑化の工夫参照）をする場合は緩和を認めるものとします。

緑地の算定基準 $A \geq B$

A 緑地必要面積 = 【空地面積】 × 【緑化の割合】
 B 緑地算出面積 : 樹木の成長時の樹冠の水平投影面積

※緑化の割合 : 原則 20%以上（工場立地法に該当する敷地面積 9,000 m²、建築面積 3,000 m² 以上の工場を建築する場合は、25%義務）を推奨するが、少なくとも最低限度の緑化の割合を確保するものとする。（工場は工場立地法を優先）

例 樹木と地被類の組み合わせによる緑地算出面積の例



3 植栽基準

植栽基準は植栽基準適用面積に対して適用します。

【植栽基準適用面積】 = 【空地面積】 × 【最低限度の緑化の割合】
 ※植栽基準適用面積を超える部分の緑地に対して植栽基準は適用しない。
 ※空地面積は【1 空地の算定基準】に準ずる。
 ※植栽基準適用面積が 10 m²未満の端数は切り捨て。
 ※植栽基準 A : 10 m²あたり高木 1 本以上
 B : 20 m²あたり高木 1 本以上及び低木 20 本以上
 ※高木は成木時に 4 m 以上になる樹種とするが、植栽時に 2 ~ 3 m 以上の樹高となる木を植栽するものとする。

植栽基準適用面積を超える部分の緑地

植栽基準適用面積

植栽基準を適用しない

植栽基準を適用

例 1 : 植栽基準適用面積 30 m²
 $A \times 3 \rightarrow$ 高木 3 本
 $A \times 1 + B \times 1 \rightarrow$ 高木 2 本、低木 20 本

例 2 : 植栽基準適用面積 40 m²
 $A \times 4 \rightarrow$ 高木 4 本
 $A \times 2 + B \times 1 \rightarrow$ 高木 3 本、低木 20 本
 $B \times 2 \rightarrow$ 高木 2 本、低木 40 本

例 3 : 植栽基準適用面積 50 m² $A \times 3$
 $A \times 5 \rightarrow$ 高木 5 本 $A \times 1$
 $A \times 3 + B \times 1 \rightarrow$ 高木 4 本、低木 20 本
 $A \times 1 + B \times 2 \rightarrow$ 高木 3 本、低木 40 本

4 その他

(1) 高木について（樹高）

常緑樹の例 広葉樹：ヒイラギモクセイ（～5m）、ソヨゴ（樹高5～10m）、ヤブツバキ（5～10m）、ウバメガシ（5～10m）、サザンカ（5～10m）、シラカシ（10m～）

落葉樹の例 広葉樹：ハナミズキ（樹高～5m）、ヤマボウシ（5～10m）

(2) 低木について

密植とする場合は概ね 5 株/m²（樹種による）とします。

(3) その他

植栽帯を設ける場合は $W = 800 \sim 1,000$ 以上を設けることが望ましいです。

高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

景観形成基準

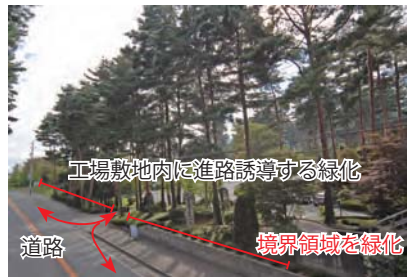
- ◇緑化する場所は道路や公園等の公共空間、一般に公開されている公的空間から望見できる場所を基本とし、次の点を加味する。
- ◇建築物の周りを緑（樹木等）、花、水で演出する。出入口から道路部にかけてのつながりにも配慮する。

景観形成基準の解説

道路部から出入口の境界領域を植栽で一体化します。



【伊那市】



景観形成基準

◇通りに沿って各敷地の接道部の植栽が連続するように努める。

景観形成基準の解説

接道部を家々の生垣や緑で連ねます。



連続する敷地の周囲を緑化して連ねます。



景観形成基準

◇植栽においては、維持管理に配慮した計画とするとともに地域に合った植物、樹種を用いる。

景観形成基準の解説

野生の森林で見られる異なる樹齢、地域の植生で見られる多様な樹種を、ランダムな密度でお互いが競争しながら共存するよう計画します。

また、樹木の遺伝子にも配慮し、郷土性の豊かな風景を生み出しています。



【東京都千代田区】

高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

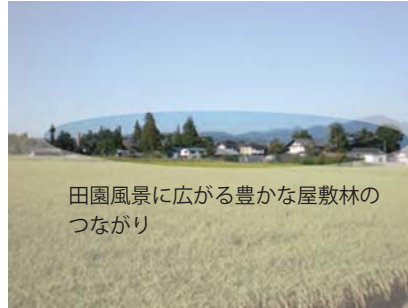
土地の改変

景観形成基準

- 屋敷林を保存・育成する。

景観形成基準の解説

永年にわたって引き継がれた屋敷林を守り、背景の山並みとともに豊かな田園風景を維持します。



田園風景に広がる豊かな屋敷林のつながり

景観形成基準

- 既存の水路、湧水を活かす。

景観形成基準の解説

既存の水路と敷地修景で景観的な魅力をアップします。



【滋賀県高島市】



家々の水場とつながる水路

水際の植栽

湧水を活かし、街角の潤いを演出します。



道を挟んで向かいにある「源智の井戸」に呼応する水の仕掛け

既存水路への落とし込み

湧水

景観形成基準

◇ 駐車場は、死角を増やさぬよう交通安全に配慮し、周囲を含めた敷地内の緑化を図る。床面の緑化等透水性にも配慮する。

景観形成基準の解説

駐車場や駐輪場の道路側部分を緑化します。



【兵庫県篠山市】



通りに面した車両出入口を最小限にします。



駐車場の敷地内を極力緑化します。



面を緑化すると、駐車していない時でも空虚感がなくなります。



高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

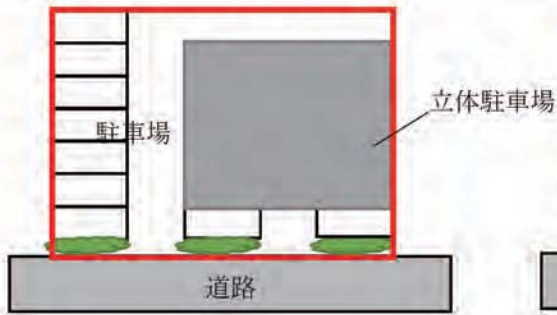
土地の改変

○駐車場緑化

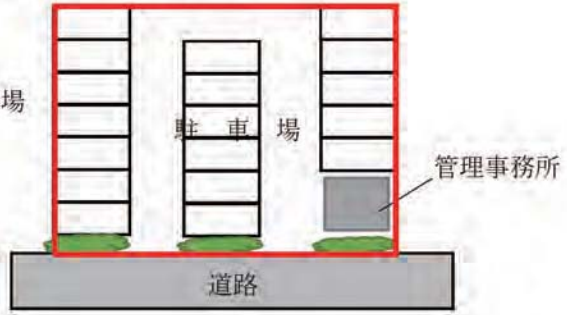
1 平面・立体駐車場

- (1)路外駐車場、月極駐車場、専用駐車場（ただし、店舗、事務所等の建物に附属する駐車場は除く）は駐車場敷地として扱います。（図1参照）
- (2)専用の駐車場管理事務所（店舗等が同居する場合は除く）が併設される場合、管理事務所の建築敷地も含めて駐車場敷地として扱います。（図2参照）
- (3)空地の20%以上の緑化に努め、様々な制約により目標値の確保が困難な場合は、周囲に潤いを与える効果的な配置等に配慮し、最低限の緑化（緑化無しでは適合していないと判断）を行います。（効果的な配置については「緑のデザインマニュアル」参照）

【図1】 駐車場敷地として扱う



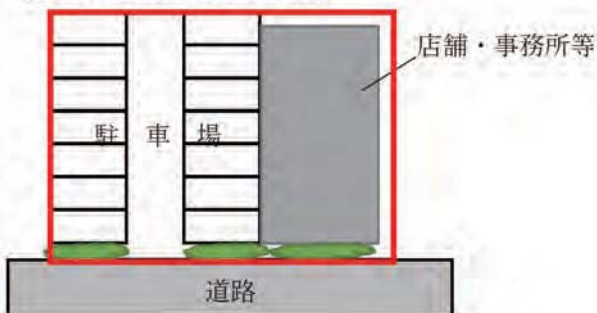
【図2】 駐車場敷地として扱う



2 建物の附属駐車場

- (1)駐車場管理事務所以外の建物に附属する駐車場については、建築敷地として扱い、緑のデザインマニュアル資料編の建物用途に応じた緑化を行います。（図3参照）

【図3】 建築敷地として扱う



5. 工作物

5-1. 塀・擁壁／形態意匠

景観形成基準

◇ブロック塀はなるべく設けず設置する場合は極力低くする。また金網フェンス等の場合は、ツル性植物等によって緑化を図る。

景観形成基準の解説

ブロック等硬い素材の塀では、高さを抑える工夫により圧迫感を防ぎます。



金網フェンス等では、ツル性植物や低めの緑化で目立たなくします。



景観形成基準

◇長く続く塀等は歩行者に圧迫感を与えぬよう極力低くし必要以上に設けない。

景観形成基準の解説

抑えた高さに加え、意匠や周辺風景に馴染む素材で長塀の圧迫感を減少させます。



高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

5-2. 塀・擁壁／素材

景観形成基準

◇擁壁は、ラウンディング（丸み付け）等圧迫感のない形態やデザインとし、適切な緑化を行う。

景観形成基準の解説

マウンドアップ（土塁）と緑化で段差部の印象をやわらげます。



段差部の丸み付け斜面と緑化が圧迫感を減少させます。



【伊那市】



擁壁面の意匠工夫と接地部の緑で殺伐感を減少させます。



【木曾町】



擁壁前面に空地を確保、修景緑化し圧迫感を減少させます。



【スペイン】



ツル性植物で間知ブロック積みの圧迫感を減少させます。



【東京都大田区】



景観形成基準

◇塀の設置に当たっては周囲との調和に配慮し、できる限り、高木、低木による複合緑化や生垣化を図る。

景観形成基準の解説

塀の代わりに複合緑化を行います。



【東京都目黒区】



塀の代わりに生垣を作ります。



高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

景観形成基準

◇塀の素材としては風土に合ったもの（木、石等）を使用する。

景観形成基準の解説

伝統的に使用されている素材の活用や風土に合った素材の組合せを考えます。



伝統的な瓦、漆喰、木、石の組合せ



伝統的な土と木の塀



角度で見え方が変わる木と瓦の塀



竹を使った和風の塀



現代的金属材と伝統素材の木材の組合せ



コンクリートと木材（枕木）を組合せた現代的デザイン

5-3. 自動販売機

景観形成基準

◇自動販売機の設置に際しては、周囲の景観を乱さぬよう、位置や外観の色彩、木製の囲い等に配慮する。

景観形成基準の解説

自動販売機の格納スペースを設け、主屋と一体化します。



主屋と一体の自販機格納部

壁面線に配慮した設置

5-4. 携帯電話無線基地局等

景観形成基準

【配置】

◇できるだけ公共空間から目立たない位置とする。

【高さ】

◇高さは機能上必要な最小限とする。基地局の全体分布は景観上、最も影響の低い計画とする。

【形態意匠】

◇アングルタイプは幅が広く景観に対する影響が大きいため、基本的には鋼管タイプとする。ただし、山中など安全面・施工面でやむを得ない場合はアングルタイプの使用を可とする。

【色彩】

◇設置場所に応じて周囲の景観に馴染む色彩とし、低光沢を用いることを基本とする。

設置場所	色彩
山地丘陵	背景が山や森林の場合、茶系（5YR2/1 近似値）を使用する。
田園・河川	背景の空を阻害するものがない場合、グレー系（N6.5 近似値）を使用する。
市街地	建築物・工作物に設置する場合、外壁と同色、若しくは空に馴染むグレー系（N6.5 近似値）を使用する。

景観形成基準の解説

山地丘陵付近においては、茶系（5YR2/1 近似値）により周囲の緑地と調和させています。



【東京都八王子市】

高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

5-5. 太陽光発電施設

景観形成基準

【全体】

- ◇稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は避ける。
- ◇公共的な眺望点からの見え方に特に配慮する。必要に応じて完成予想図の作成（シミュレーション）等の実施を検討する。
- ◇施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へいなどを工夫する。
- ◇施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。
- ◇電柱電線類は、極端に増加させないように、低減に努める。

【配置】

- ◇敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。
- ◇施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。

【高さ・規模】

- ◇周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは抑える。
- ◇主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を抑える。

【形態意匠】

- ◇当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。
- ◇太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と整合させる。
- ◇太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。
- ◇フェンス等の付属設備は、周辺の景観に調和するよう努める。

【素材】

- ◇低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。
- ◇フレームは、低反射の素材を用いる。

【色彩】

- ◇黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。
- ◇フレームは、太陽電池モジュールと同系色を用いる。
- ◇架台、パワーコンディショナー及び変圧器、フェンス等の付属設備は、色彩等に配慮する。

景観形成基準の解説

植栽により、直接見えないよう工夫をしています。検討する場合は、市へ事前にご相談ください。



【富山県富山市】



5-6. その他、電気供給・通信施設

景観形成基準

【配置】

◇電気供給・電気通信その他これらに類する工作物は、できる限り公共の空間から目立たない位置に設置する。

【形態意匠】

◇電気供給・電気通信その他これらに類する工作物の鉄塔の形状は、鋼管タイプを基本とする。

景観形成基準の解説

電気供給・電気通信等は、できる限り公共の空間から目立たないように工夫します。



植栽により、直接見えない工夫

【東京都八王子市】



5-7. その他

景観形成基準

【配置】

◇敷地境界線から極力後退する。

【形態意匠】

◇周囲の環境に調和したデザインとする。

【色彩】

◇建築物の色彩基準に準じ、周囲の景観に馴染む色合いを用いる。

【緑化】

◇敷地外周部には、適切な緑化を行い、周辺景観との緩衝帯とする。

高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

6. 建築物／工作物 駐車場

景観形成基準

◇屋外への駐車場の設置に際しては、出入口の視野角、塀等の透過性を確保し、交通安全や防犯に配慮した上で、生垣緑化や塀等の修景により周辺景観との調和に努める。

景観形成基準の解説

歩行者等が街並みの開放感、連続性が感じ、道路等から望見できる場を心地よさを感じられる場とするため、駐車場、駐輪場はできる限り通りから見えない位置に配置します。やむを得ない場合は、緑化等により修景します。

修景緑化で、通りに面した駐車場の露出を防ぎます。



【伊那市】



通りに面した建物の裏側に駐車場を配置します。



周囲と調和した塀整備で、通りに面した駐車場の露出を防ぎます。



【岡山県倉敷市】



景観形成基準

◇出入口付近や歩行者動線の路面は、修景された舗装として工夫に努める。

景観形成基準の解説

駐車場の後ろ側に歩行者動線を設ける際は、車いす利用を考慮した上で、車止めなど物理的障壁を設置するなど安全性を確保し、舗装パターンを変えるなど工夫を加えます。



【東京都町田市】



景観形成基準

◇路面は、周辺の景観と調和した色彩とする。

景観形成基準の解説

舗装材を玉砂利とし、駐車区域の区切りラインをデザイン上の工夫を凝らしています。



【長野県小布施町】



高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

景観形成基準

◇立体駐車場の設置に際しては、周囲の景観を乱さぬよう、位置や外観の色彩、透過性と目隠し機能を両立させた外壁やルーバー等の設置等に配慮する。

景観形成基準の解説

周囲への圧迫感の軽減と、背景となる自然環境との調和が図られています。



【東京都足立区】



【東京都足立区】



7. 建築物／工作物 夜間景観創出

景観形成基準

◇ライトアップ基本計画を継承する。周辺への光の影響に配慮しつつ、効果的な夜間景観の演出を図る。

景観形成基準の解説

下や横方向への配光を基本とし、配光制御や遮光板設置等により天空や周辺への漏れ光を防ぎます。

検討する場合は、市へ事前にご相談ください。

※良好な生活環境の保全に関する条例（県条例）における光害（ひかりがい）の防止に関する規定を遵守する必要があります。

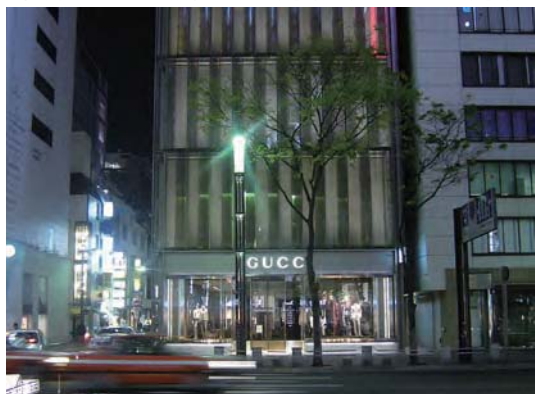


漏れ光のない町の夜空 【スペイン】



漏れ光のない通りの夜空 【東京都中央区】

不快な眩しさを与えない光源を用い、また光源を激しく動かしたり点滅させたりしません。



【東京都中央区】



眩しくなく柔らかな拡散光

高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

タイマー・センサー等により必要に応じ間引き点灯や深夜消灯、照明レベルの制御を行います。



景観形成基準

■主に、暗さを保つゾーン（ライトアップ基本計画）として、それにふさわしい夜間景観の創出をする。

景観形成基準の解説

安全を維持する明るさは保ちつつ、自然環境や田園環境を光害にさらさない照明環境とします。



暗さが保たれ、穏やかな夜の田園

8. 屋外物件堆積・土地の形質の変更ほか

8-1. 屋外物件堆積

景観形成基準

- ◇物品を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、極力目立たない所に積み上げる。
- ◇道路等から見える場合は遮へいの手立てを講じるが、その際には植栽の実施、木塀の設置等、周辺の景観に調和するように努める。

景観形成基準の解説

高さを抑え、堆積物を植栽で遮へいします。(写真は合成)

※廃棄物処理法や宅地造成及び特定盛土等規制法などの関連法令も遵守する必要があります。



8-2. 開発行為又は土地の形質の変更

景観形成基準

- ◇敷地内にある樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し活用するよう努める。

景観形成基準の解説

土地の改変に際し、敷地内の自然を極力保全活用します。



高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

景観形成基準

◇法面が生じる場合は周辺の景観に配慮し、できるだけ緩やかな勾配とし緑化に努める。

景観形成基準の解説

広大な法面はできる限り緑化し、圧迫感を避けます。



景観形成基準

◇開発行為に係る切土及び盛土の量は出来るだけ少なくするとともに、大規模な法面や擁壁を極力生じないよう工夫すること。

景観形成基準の解説

小段を設け法面の巨大化を避けます。



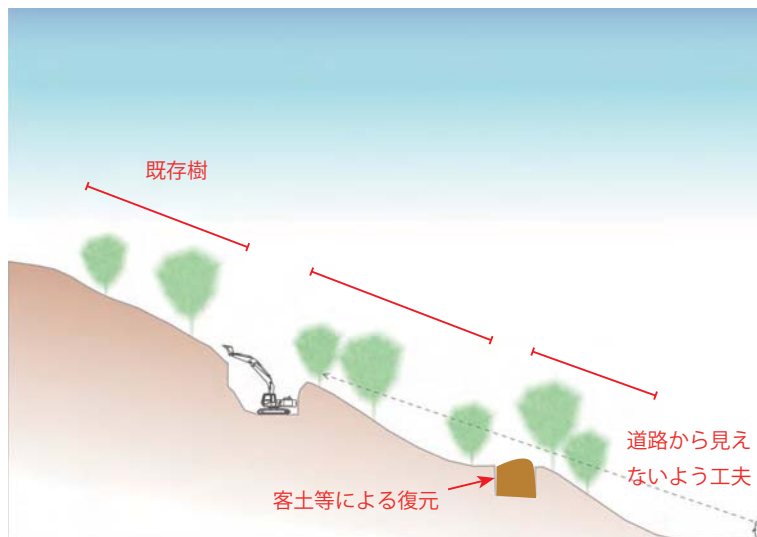
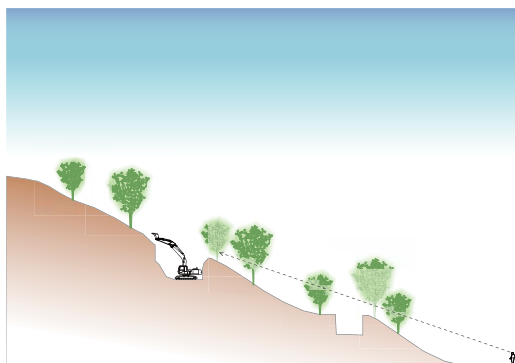
【スペイン】

8-3. 土石の採取又は鉱物の掘採

景観形成基準

- ◇採取の位置、方法を工夫し、道路等から見える場合は、植栽又は木塀などによる遮へい措置を講じること。
- ◇採取後の土地は周辺との調和に配慮し、緑化などにより修景に努める。

景観形成基準の解説



高さ・配置

形態意匠

色彩・素材

外構デザイン

工作物

駐車場

夜間景観創出

土地の改変

第4章 眺望景観

1. 眺望景観の配慮の考え方
2. 松本市の眺望景観・眺望点と景観誘導の考え方
3. 眺望景観の配慮指針（景観区域別）

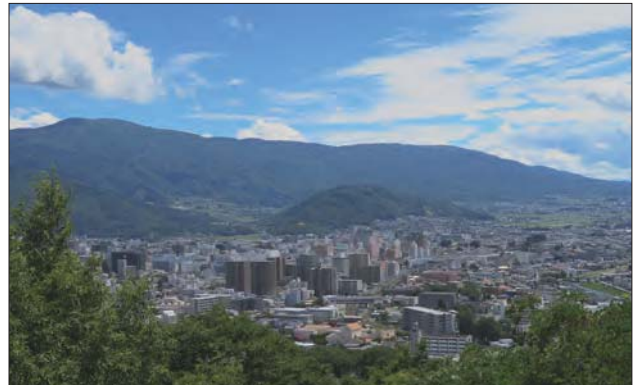
1. 眺望景観の配慮の考え方

松本市の個性として眺望景観を尊重する

松本市は松本盆地内に市街地、田園が広がり、市域を含む東西方向に連なる山並みがこれらを囲み、良好な眺望景観を有しています。北アルプスを構成する名山などの連なりや東山への眺めは活かすべき重要な眺望対象です。

さらに松本城も市を代表する歴史的ランドマークとして重要な眺望対象です。

それらを眺める場所として、松本城内をはじめとして、駅や主要公共施設、観光施設など拠点となる場所の展望施設、景観軸となる道路や橋りょう、里山の見晴らしの良い公園の他、広がりのある田園地内などがあり、これら様々な場所に良好な眺望景観があることを松本市の個性とし、前景となる場所での建築等の行為においては眺望景観を尊重した景観形成が求められます。

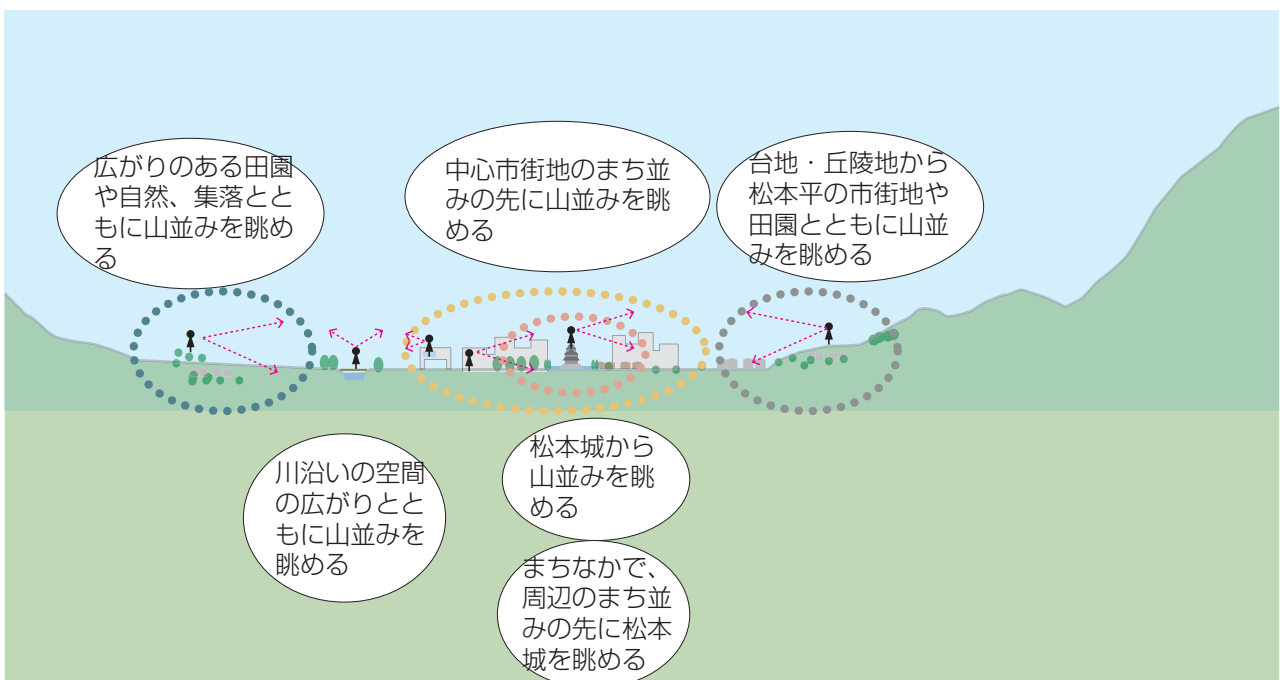


山並み・田園と市街地を一望する眺望点



歴史的景観区域におけるランドマーク松本城

松本の地形構造と様々な眺望景観



優れた眺望景観を維持・向上していくための基本的な配慮の考え方

優れた眺望景観を維持・向上していくためには、まず眺望の主対象への視認性を確保すること、前景となるまち並みや田園との調和を図ること、さらに視認される山並みの一体的な自然景観との調和を図ることが求められます。

眺望の主対象に対する視認性の確保

- 稜線（特に山の頂部など象徴的な形）への視認性を遮らない。
- 長大な壁面や突出する構造物などで稜線を大きく遮らない。



×好ましくない例



○配慮の例

※特に市街地内などでの高層建築物、塔状構造物などについて配慮が必要。

前景となるまち並みや田園との調和

- 前景となるまち並みとの調和を図る
- 特にまち並みの上部に大規模な面での高彩度色、極端な低明度・高明度色の使用など、背景に違和感を与える構造物の設置を避ける。



×好ましくない例

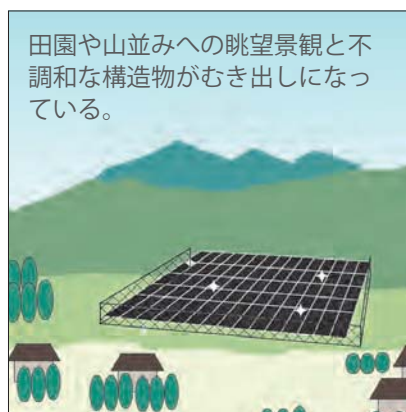


○配慮の例

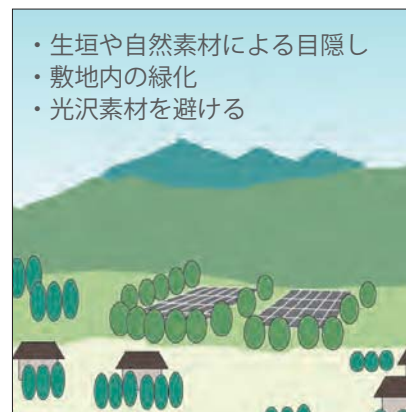
※特に眺望点周辺の建築物上部、屋外広告物などについて配慮が必要。

視認される山並みの麓と上部との調和

- 山並みの麓を縁どる緑の連なり（斜面緑地など）との調和を図る。
- 特に造成地の長大な擁壁や、空地への過度な光沢を伴う構造物の大々的な設置を避ける。



×好ましくない例



○配慮の例

※特に郊外部の眺望点周辺の緑地・田園付近などにおいて配慮が必要。

2. 松本市の眺望景観・眺望点と景観誘導の考え方

松本市の眺望景観のタイプ

景観計画では、市内の眺望景観を大きくは「パノラマ（見晴らし）」「ビュー・コリドー（見通し）」に分類し、これらが景観の変化を連続的に体験できる通りを「シークエンス」としています。

また、上記の別を問わず、眺望の主対象物の特異性により選定する眺望景観を「特定対象物」、視点場の特異性による眺望景観を「特徴的な視点場」として取扱っています。

パノラマ：見晴らし

視界の開けた場所を視点場とし、山並みや田園を広く見渡す眺望景観。

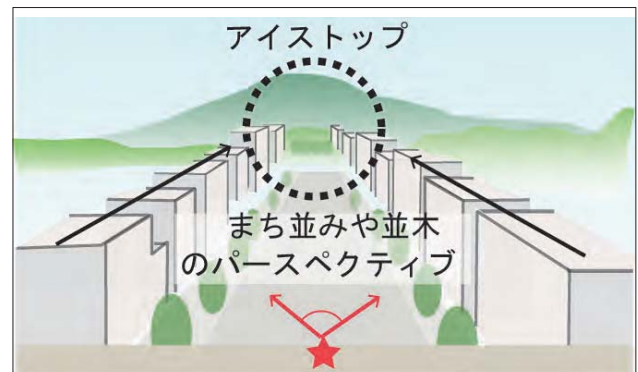
山岳景観区域の山頂（王ヶ鼻）や、山地丘陵景観区域の縁（城山公園など）などから松本盆地の市街地、田園、河川などを望む眺望点や、中心都市景観区域の松本駅（アルプス口）などを選定しています。



ビュー・コリドー：見通し

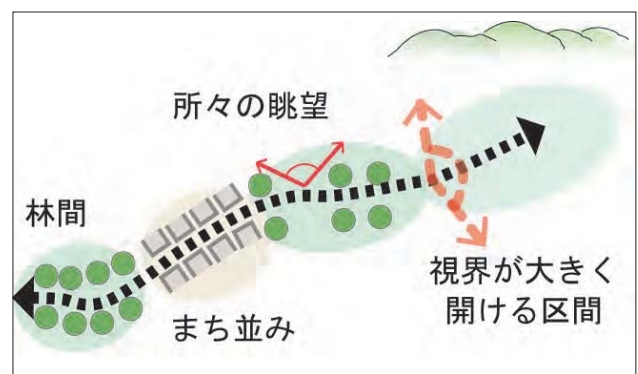
道路・河川など見通しのきいた場所を視点場とし、沿道・沿川の並木やまち並みとともにアイストップに特徴的な山や構造物、森などを望む眺望景観。

歴史的景観区域の中町通りや中心都市景観区域内の千歳橋（女鳥羽川）、市街地景観区域内の見晴橋などを選定しています。



シークエンス

道路沿いなどに連続的に眺望点が存在し、移動に伴って景観の変化を体験できる眺望景観。中心都市景観区域のあがたの森通り、田園景観区域の安養寺前、山地丘陵景観区域の番場橋を選定しています。



特定対象物（松本城）

特定対象物として松本城を挙げ、天守閣、庭園、堀などを直近に、周辺の山並みを遠景に望む松本城の6地点を選定しています。

特徴的な視点場（松本城大手門枡形跡広場）

特徴的な視点場として、松本城大手門枡形跡広場を選定しています。

眺望点の設定

景観計画では、松本の優れた眺望を視認でき、かつ眺望景観に影響を与える大規模な行為の誘導が求められる場所を眺望点として19箇所24地点を選定しています。

番号	眺望点名称	タイプ	景観区域	景観類型
①-1	松本城 - 公園南東 -	特定対象物	歴史的景観	お城地区
①-2	松本城 - 管理事務所前 -	特定対象物	歴史的景観	お城地区
①-3	松本城 - 本丸庭園 -	特定対象物	歴史的景観	お城地区
①-4	松本城 - 公園南西 -	特定対象物	歴史的景観	お城地区
①-5	松本城 - 天守最上階 -	特定対象物	歴史的景観	お城地区
①-6	松本城 - 外堀の桜並木 -	特定対象物	歴史的景観	お城地区
②	千歳橋	ビュー・コリドー	歴史的景観・中心都市景観	お城南地区・中央西地区
③	松本駅お城口	ビュー・コリドー	中心都市景観	中央西地区
④	松本駅アルプス口	パノラマ	中心都市景観	松本駅西地区
⑤	伊勢町通り国道143号交差点	ビュー・コリドー	中心都市景観	中央西地区
⑥	常念通り・ポケットパーク	ビュー・コリドー	中心都市景観	北松本地区
⑦	松本城大手門枡形跡広場	特徴的な視点場	歴史的景観	お城地区・お城南地区
⑧	あがたの森通り	ビュー・コリドー/シーケンス	中心都市景観	中央東地区
⑨	伊勢町 - 本町交差点	ビュー・コリドー	中心都市景観	松本駅西地区
⑩	天神小路	ビュー・コリドー	中心都市景観	中央東地区
⑪	中町通り	ビュー・コリドー	歴史的景観	お城南地区
⑫	弘法山	パノラマ	山地丘陵景観	東部地区
⑬	王ヶ鼻	パノラマ	山岳景観	美ヶ原山麓地区
⑭	針塚古墳	パノラマ	山地丘陵景観	東部地区
⑮	見晴橋	ビュー・コリドー	市街地景観	南部地区
⑯	スポーツ橋	ビュー・コリドー	市街地景観	松本北地区
⑰	城山公園展望台	パノラマ	山地丘陵景観	アルプス公園周辺地区
⑱	番場橋	パノラマ/シーケンス	山地丘陵景観	北部・四賀地区
⑲	安養寺前	シーケンス	田園景観	河西部～波田地区

※各眺望点の位置は事項「3. 眺望景観の配慮指針（景観区域別）」に掲載する景観区域別地図参照

眺望点からの視距離による見え方に配慮した景観誘導

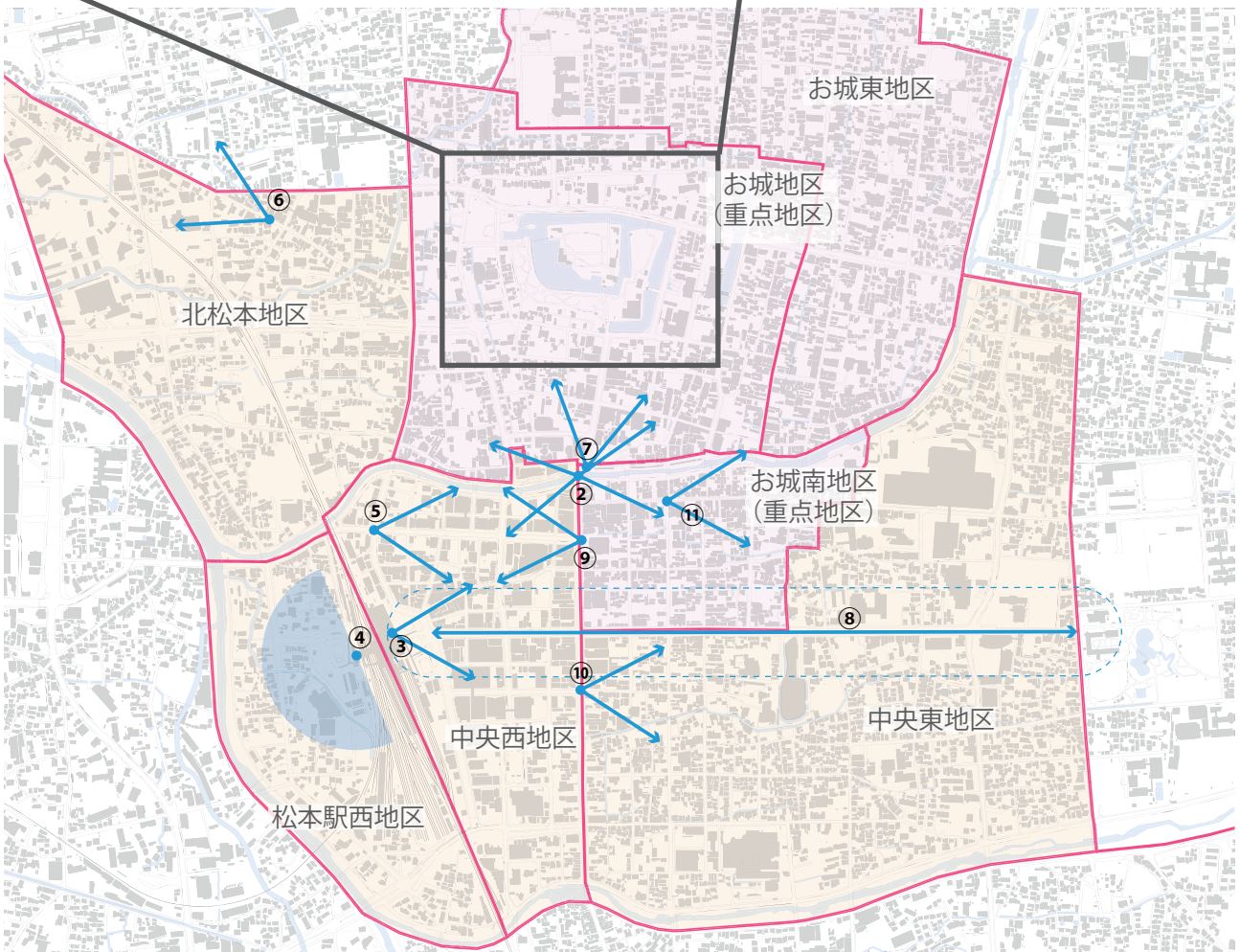
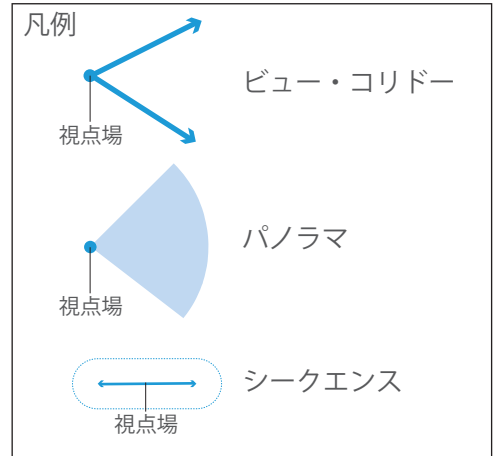
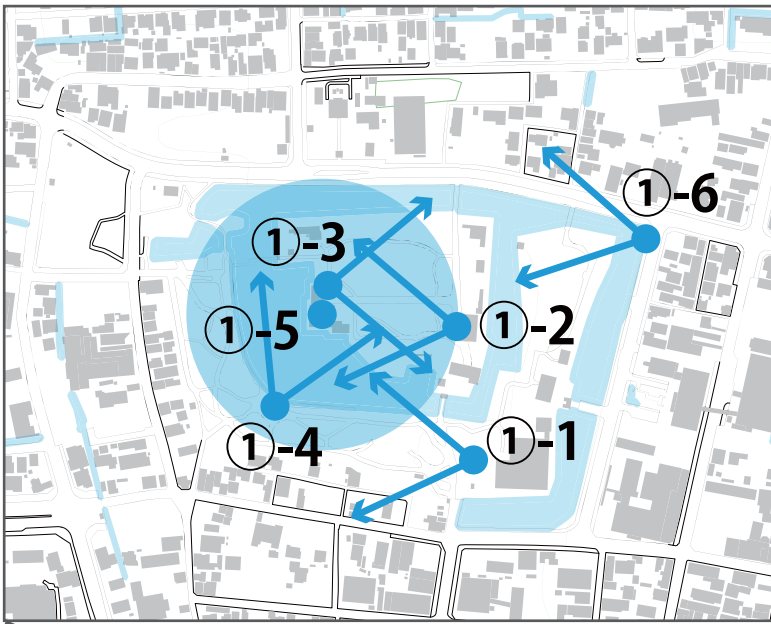
景観計画では、眺望点については、それぞれの地点からの見え方に応じて配慮指針を定めています。

眺望の対象は眺望点となる場所からの視距離によって近景（概ね400m以内）、中景（概ね2.5km以内）、遠景（中景よりも遠く）に分類されますが、配慮指針は主に、建築群のスカイラインや大規模建築物等の色彩が認識され、眺望対象への配慮が特に必要となる近・中景の領域での行為を対象とした景観誘導を目的として定めるものです。



3. 眺望景観の配慮指針（景観区域別）

歴史的景観区域・中心都市景観区域



歴史的景観区域の眺望点

松本城を中心として、江戸期から近代を経て育まれた歴史的景観と東西の山並み（美ヶ原・北アルプス）を主題とした松本市の歴史的イメージを象徴する景観を望む眺望点を選定しています。

特にお城地区内では松本城を視点場とし、天守閣や庭園などと遠景の山並みを眺める東西仰角に基づき高度地区が定められており、これを念頭に、さらに建築物や工作物（屋外広告物）の色彩等における配慮を誘導します。（①-1～6）

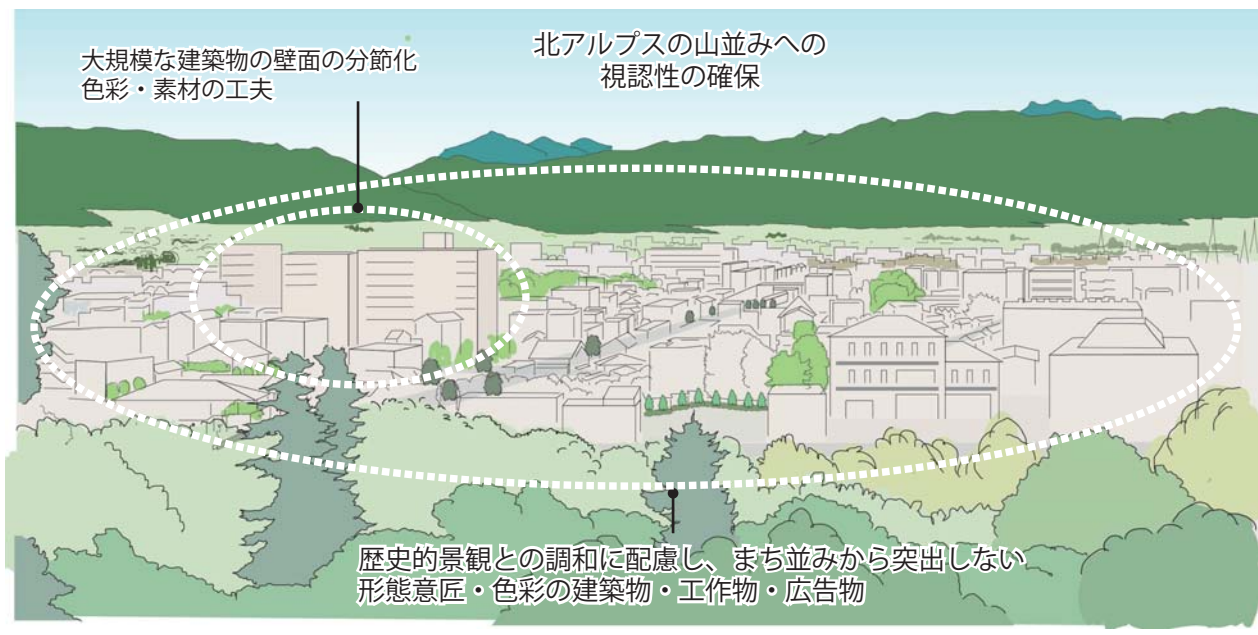
また、千歳橋（②）、松本城大手門枡形跡広場（⑦）や中町通り（⑩）はビューコリドーの眺望景観として、アイストップへの視認性確保や周辺からの突出を避けることに配慮を誘導します。

●松本城からの眺望への配慮（①-6）



●松本城からの眺望への配慮（①-5）

例：天守最上階



●ビュー・コリドーの眺望への配慮 (②⑦⑩)

例：千歳橋



まち並みから突出しない形態・色彩の建築物・工作物・広告物
壁面線、色彩・素材などの工夫
見通し線上の緑化修景によるまち並みのまとまり確保

中心都市景観区域の眺望点

松本駅からの眺めは市の玄関口でもありますが、あがたの森や美ヶ原をアイストップとしたビュー・コリドーを望む松本駅お城口 (③)、東西自由通路の正面をガラス張りとして北アルプスのパノラマを望む松本駅アルプス口 (④) が眺望点となっています。

また、まちなかは伊勢町通り (⑤⑨) やあがたの森通り (⑧) といった大通り、城下町の名残を留める天神小路 (⑩) などのビュー・コリドーがあり、それぞれまち並みとアイストップの緑や山並みなどとの関係性で松本の中心市街地内を特徴づける眺望景観となっています。

松本駅の東西2つの眺望点は、それぞれ市街地を山が囲む関係性や都市構造を印象づけるため、特に駅前の建築物の壁面や屋外広告物が周囲から突出しないよう、落ち着いた外観の形態意匠を誘導します。

また、まちなかのビュー・コリドーについてはそれぞれのまち並みの個性、山並みへの視認性を維持するため、現状のまち並みとの連続性に配慮した建築物・工作物や屋外広告物の形態意匠を誘導します。

●松本駅からの眺望への配慮 (③④)

例：松本駅アルプス口



駅前広場に面する建築物、工作物、屋外広告物の落ち着いた外観の形態意匠

大規模な建築物の壁面の分節化
建築物の頂部は外壁面と一体性を持たせる

●伊勢町通りの眺望への配慮 (59)

例：中央一丁目交差点



山並みへの視認性の確保
特にアイストップに位置する
大規模な壁面の緑化修景

まち並みから突出しない形態・色彩の建築物・工作物・広告物
壁面線、色彩・素材などの工夫、通り沿いの植栽の工夫

●あがたの森通りの眺望への配慮 (8)

山並みへの視認性の確保
特にアイストップに位置する
大規模な壁面の緑化修景

例：松本市美術館前付近



まち並みから突出しない形態・色彩の建築物・工作物・広告物
壁面線、色彩・素材などの工夫

●常念通りの眺望への配慮 (6)

例：浄念寺通り・ポケットパーク
常念岳への視認性の確保



景観資源との調和

低層を基調としたまち並みスカイラインと落ち着いた意匠・色彩の建築物・工作物・広告物

●天神小路の眺望への配慮 (10)

山並みと深志神社への視認性の確保 例：天神小路



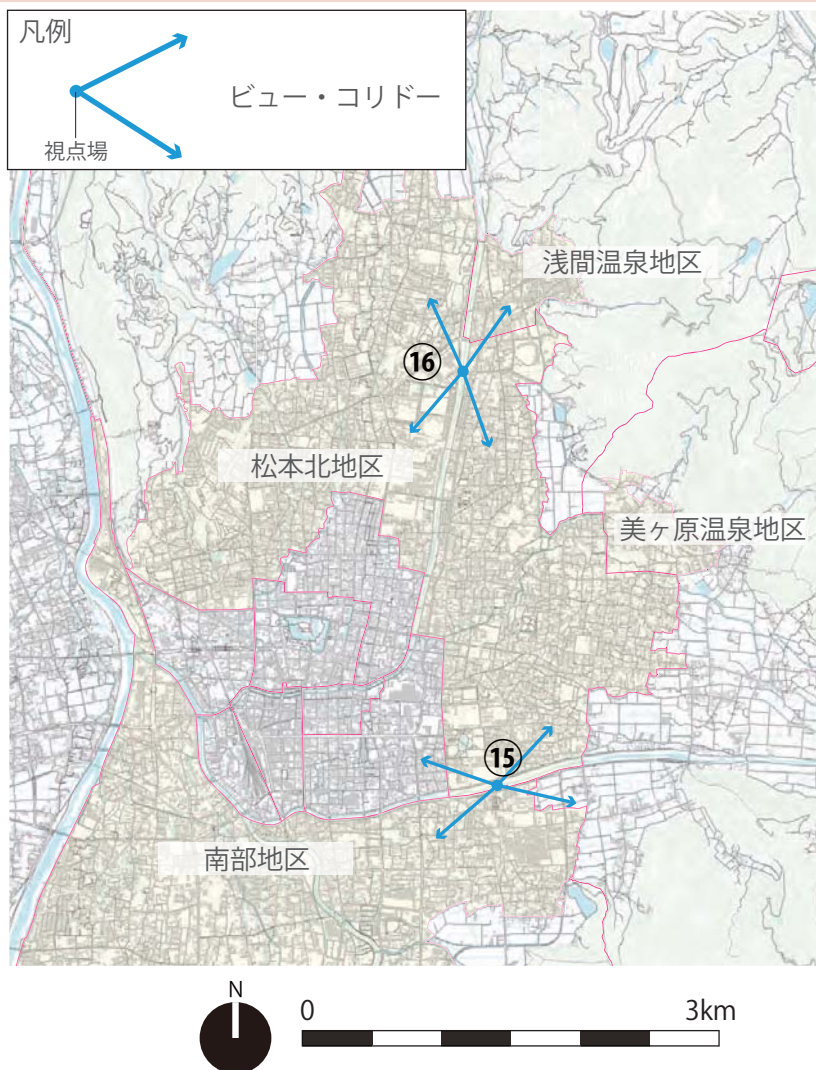
深志神社参道にふさわしい低中層のまち並みスカイラインと歴史的眺望に配慮した落ち着いた意匠・色彩の建築物・工作物・広告物

市街地景観区域

市街地景観区域の眺望点

市街地景観区域内の眺望点2地点はいずれも松本北地区内にあり、薄川沿いの松商学園と松本工業高校を結ぶ形で架かる見晴橋(15)、女鳥羽川沿いの松本市総合体育館と松本市野球場を結ぶスポーツ橋(16)といずれも水辺沿いのビュー・コリドーです。

やや広がりのある水辺と緑の連なり、低層を基調とした落ち着いたまち並みのアイストップに山並みを望む心地良い眺めを維持するため、景観のまとまりを損ねない建築物、工作物の形態や色彩等における配慮を誘導します。



●水辺の眺望（ビューコリドー）への配慮（15）（16）

例：スポーツ橋

山並みへの視認性の確保
特にアイストップに位置する
大規模な壁面の緑化修景

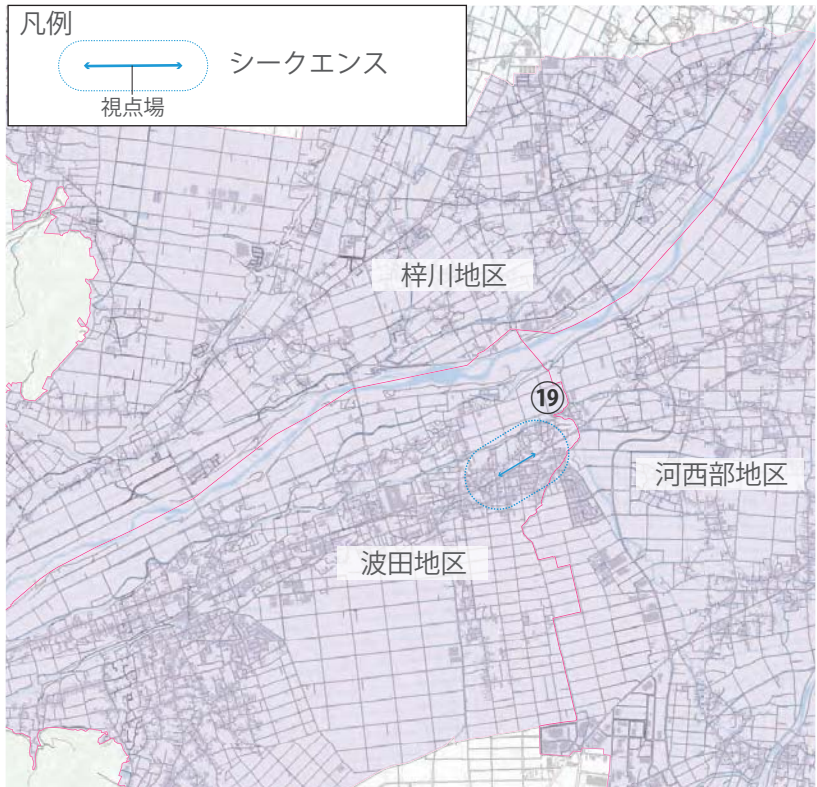
まち並みから突出しない形態・色彩の建築物・工作物・広告物
壁面線、色彩・素材などの工夫
見通し線上の緑化修景によるまち並みのまとまり確保

田園景観区域

田園景観区域の眺望点

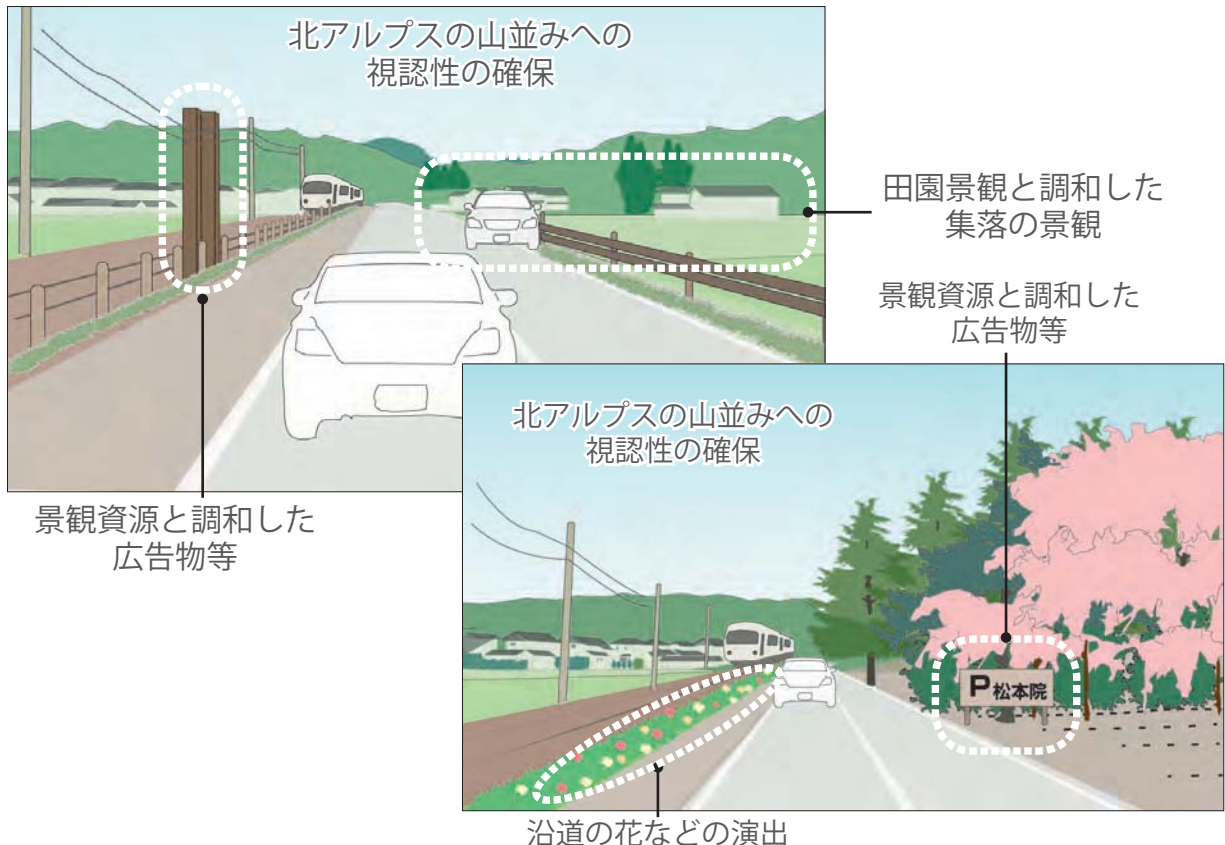
田園景観区域では、あずさ街道（国道158号）沿いがアルピコ交通上高地線と並走する安養寺前（⑱、新村駅交差点～安養寺前）の眺望点を選定しています。

道すじに視点場が複数存在し、田園の広がりから集落のまち並みへと変化する沿道景観のアイストップに連続的に山並みを望む眺望景観を維持するため、建築物、工作物の形態や色彩等における配慮を誘導します。



●道すじの眺望（シークエンス）への配慮（⑱）

例：安養寺前



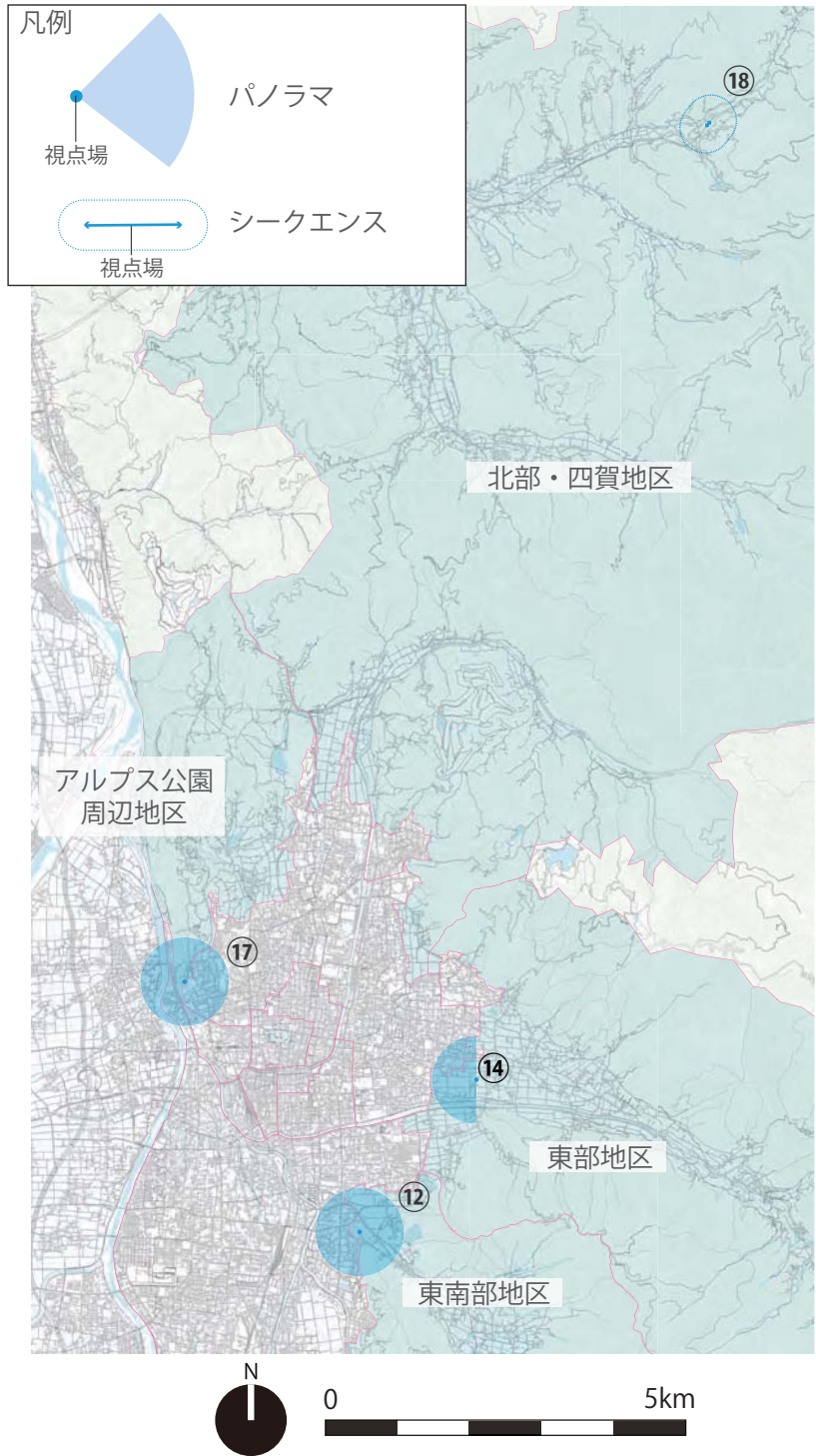
山地丘陵景観区域

山地丘陵景観区域の眺望点

山地丘陵景観区域は松本市街地北部～東部・東南部を取り巻き、選定した眺望点4地点のうち城山公園展望台(17)、弘法山(12)が市街地縁辺の高台に位置し、近中景に市街地の建築群、遠景に山並みを望む眺望景観を有しています。

これら豊かな自然・田園に囲まれた松本市街地の都市構造を体感できる眺望景観を維持するため、近中景域の建築物、工作物について、特に視認されやすい上部での形態や色彩、屋上広告物等における配慮を誘導します。

この他、川沿いに田園が広がる里山辺の針塚古墳(14)、山間部の谷間集落を望む番場橋(18)が眺望点として選定されており、それぞれ周辺集落地の建築物、工作物について、自然・田園景観と調和した落ち着いた形態意匠への配慮を誘導します。



●市街地縁辺部の眺望点 (12)(17)

例：弘法山



大規模な建築物は特に落ち着いた外観とする

●里山辺田園内の眺望点 (14)

例：針塚古墳



山並みや田園景観との調和に配慮し、まち並みから突出しない形態意匠・色彩の建築物・工作物・広告物

●山間部の眺望点 (18)

例：番場橋



山岳景観区域

山岳景観区域の眺望点

山岳景観区域の眺望点は、王ヶ鼻の山頂（⑬、標高 2,008m）であり、付近に高い山がないため 360°の大パノラマが広がり、雲上から松本市街地や周囲の山並みを良く見渡せます。

盆地が山並みに囲まれている都市の構造を実感できる眺望景観を維持するため、建築物、工作物について、特に視認されやすい上部での形態や色彩、屋上広告物等における配慮を誘導します。



●王ヶ鼻の眺望点（⑬）



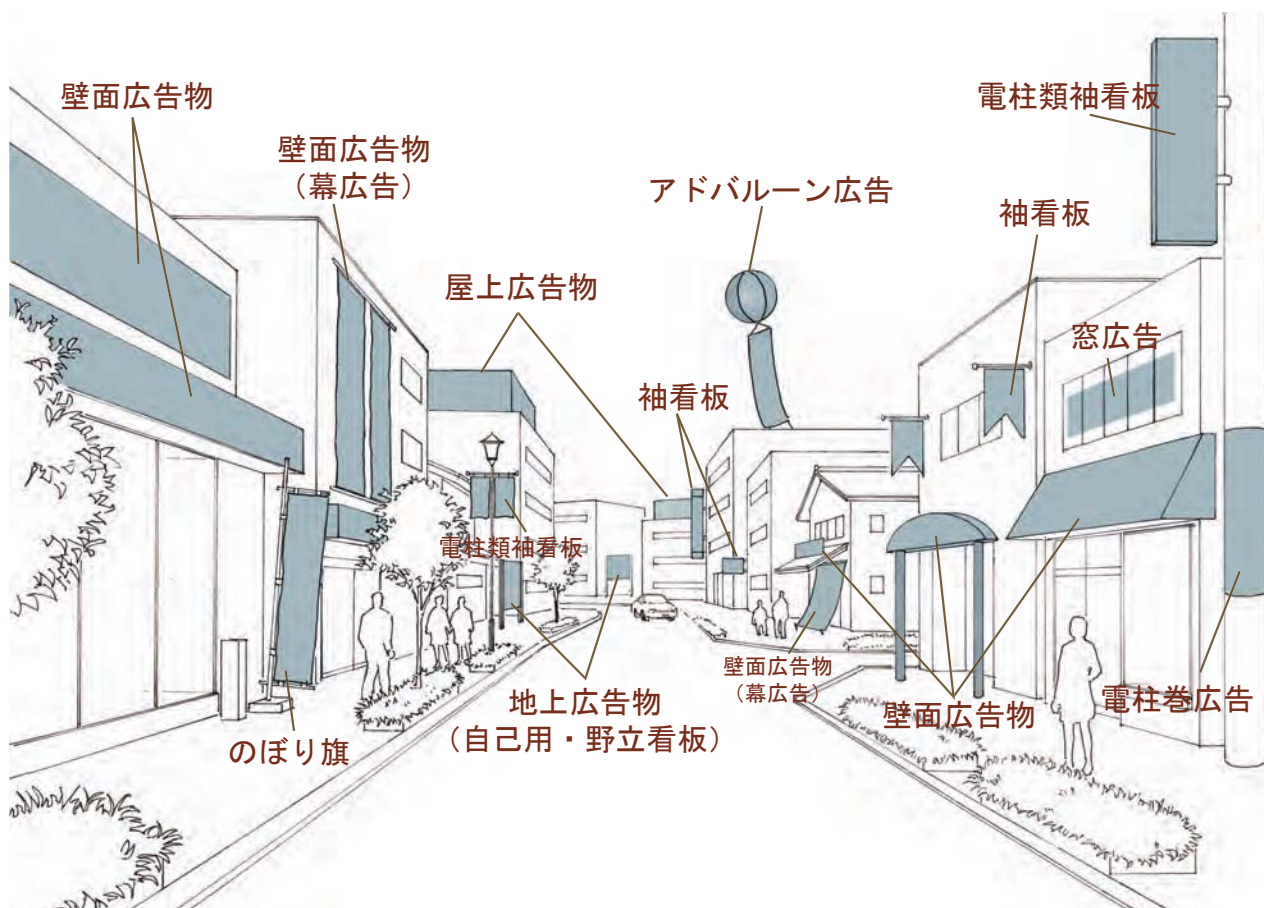
第5章 屋外広告物

1. 屋外広告物の種類と地域分類
2. 規模と形態
3. 色彩・素材

1. 屋外広告物の種類と地域分類

屋外広告物の種類

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される（誰でも見ることができる）はり紙、はり札、立看板及び広告旗並びに広告塔、建築物等に表示・設置される看板などを言います。また、個人や法人の名称（表札など）、商品名などの文字表示から標識やシンボルマークなどの記号表示や学校の運動会のポスターなど営利を目的としたものでないものも屋外広告物に含まれます。



●屋外広告物は、情報を伝達するだけでなく、街を活気づける役割も果しています。その反面、無秩序に表示・設置されると、景観が損なわれたり、倒壊や落下により歩行者等に危害を及ぼす恐れもあります。

地域分類

景観計画における土地利用規制地域と、屋外広告物条例の規制地域の関係

景観計画の 土地利用規制 地域	都市計画法の 用途地域	屋外広告物の規制地域						
		禁止区域	第1種 許可地域	第2種 許可地域	第3種 許可地域	第4種 許可地域	第5種 許可地域	特別 規制地区
自然緑地系	自然公園区域	△1	○					
田園集落系	用途地域外		○	△3				△9
	市街化調整区域		○	△4	△7			
住居地系	第1種低層住居 専用地域	○						
	第2種低層住居 専用地域	○						
	第1種中高層住居 専用地域	○						
	第2種中高層住居 専用地域		○					
	第1種住居地域		△2	△5				
	第2種住居地域			○				
	準住居地域			○				
商業地系	近隣商業地域			○	△7			
	商業地域			△6		○	△8	
工業地系	準工業地域			○	△7			
	工業地域			○	△7			
	工業専用地域			○				
重点地区							○	

(注)

△1：保安林

△2：第1種住居地域で主要道路沿いを除く

△3：梓川倭商業集積地域（倭北交差点北市境から倭交差点まで）

△4：市街化調整区域で国道158号沿い

△5：第1種住居地域で主要道路沿い

△6：商業地域で温泉地域

△7：第3種許可地域は、国道19号沿い両側各30m

△8：松本駅東口広場周辺20m以内

△9：安曇地区（中部山岳国立公園を除く旧安曇村地域）

2. 規模と形態

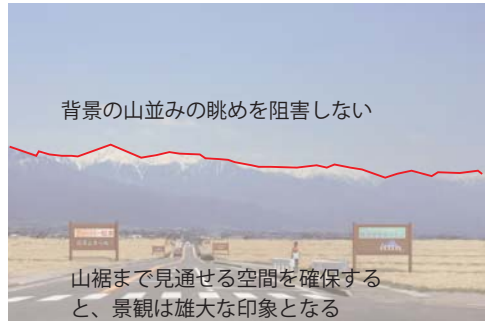
2-1. 規模・配置

屋外広告物

第1種許可地域

景観計画

田住商工重



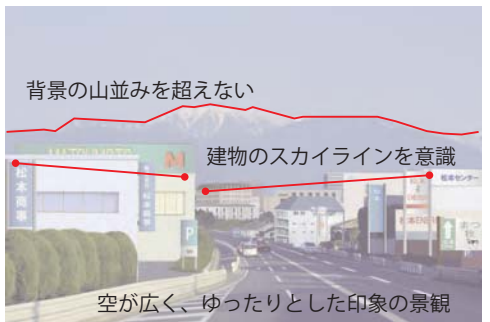
●突出した規模のものは避け、景観の見え方を意識した配置とする。

屋外広告物

第2種許可地域

景観計画

田住商工重



●周辺との調和に配慮し、街並みを阻害しない配置、規模とする。



圧迫感のある屋上広告物



壁面を埋め尽くす広告物



屋上広告物の圧迫感をなくす



壁面の地色の彩度を落とすと、小さな文字でも浮き出して見える

屋外広告物
第3種許可地域
景観計画
田住商工重



建物のスカイラインを越えている



視界をさえぎり、圧迫感を感じる街並み



建物のスカイラインをそろえる



圧迫感が軽減され、目指す建物も探しやすい

- 建物のスカイラインをそろえ、街並みを整える。
- 車両運転者の視界をさえぎらず、圧迫感のない規模とする。



●山並みのスカイラインをさえぎるほど高く、建物とのバランスを無視した広告物は、賑わいよりも煩雑さを印象付ける。

屋外広告物
第4種許可地域
第5種許可地域
景観計画
田住商工重



●建物のスカイラインや、壁面広告物のラインをそろえる。
●歩行者の見やすさを考慮した配置とする。

2-2. 形態・意匠

地上独立広告物

- 枠を付ける。
- 縦長にする。
- 植栽を施す。
- 自然素材を利用し、素材感を大切にする。
- 周辺の景観に配慮し、広告物本体のデザインコンセプトに合わせた形態・意匠を工夫する。

屋上広告物

- 周辺環境に配慮した地色
- ロゴ、名称に留める
- 切文字を利用する
- 屋外広告物の高さは、景観計画の高さ制限を遵守する。(高さの基準は屋上看板を含めた高さとなります。)
- 煩雑なイメージを避け、圧迫感のないデザインとする。

壁面広告物

- 必要最小限の情報を一列に表示した壁面広告物

デザイン例

景観との
呼応



蔵づくりの家並みに合う書体と形態で一体的にデザインされている



松本城へ通じる表通りに配置され、地区のイメージが考慮されている



海の写真をビジュアルとして、デザイン化している

●地域の特色や特徴をデザインに取り入れたり、モチーフとして用いる。

【神奈川県横須賀市】
SDA最優秀賞：
(社)日本サインデザイン協会
HP



敷地の緑を残し、自然素材および視線が抜けるデザインを施して、周辺の自然景観に溶け込ませている



丸みを付けた低い盤面と修景緑化により圧迫感を減じた大型サイン



サインの盤面に森林の画像を用い、周囲の自然景観に同化させたサイン【スペイン】



隣接する歴史的建物と、造形的な街灯のデザイン性を阻害しない控えめな垂れ幕【スペイン】

小さな工夫でも目を引く上品なサイン



切文字を壁面から離して設置し、素材に金属を使用して、比較的小さな文字をクリアに見せている

ロードサイドでのメリハリを利かせたサイン



独立広告物の高さを抑えつつも運転手の目を引きよせる機能を維持し、開放感のある景観も保っている【箱根町】



敷地境界部への植栽により無機質になりがちなロードサイドに潤いを与え、のぼり旗を組み合わせることでアイキャッチにも役立っている【鎌倉市】



民族歴史博物館にある案内板。館内に復元された家屋の形態に合わせている【ドイツ】



伝統的に利用されてきたサインで、商いの中身がダイレクトに伝わる原型的サイン



歴史的に使用されてきた象徴的なサイン（杉玉）を用い、街並みに合わせたメモリアルな工作物に仕立てている



豪華な建物に対して、シンプルだからこそ明快な表示効果を生んでいるサイン（右上ト音記号）



蔵づくりの壁に埋め込み、壁面の彫り形状にも配慮がなされ、優雅に仕上がったサイン



通りのイメージに合わせたファサード（看板建築）に一体化された透かし彫りサイン

建物との
調和



隣接する蔵づくりの建物や、伝統的な板塀に呼応したサイン



店舗建物に伝統的な意匠を採用し、サインも一体的にデザインされている



低彩度の壁面と同色彩の切文字による店舗マーク
【東京都千代田区】



伝統的な軒灯を現代風にアレンジ



伝統的な意匠と地域素材である
焼板杉の壁面に印されたステン
レスの切文字によるサイン

●地域らしさに新たな感性を取り
込む。

【岡山県岡山市】
SDA最優秀賞：
(社)日本サインデザイン協会
HP

3. 色彩・素材

3-1. 色彩

マンセル表

屋外広告物条例では、色彩を正確に表すため、日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性を「マンセル表色系」により表しています。

景観計画に関わる色彩制限については、『景観計画』77P～81P(図3-(4)-イ)を参照してください。

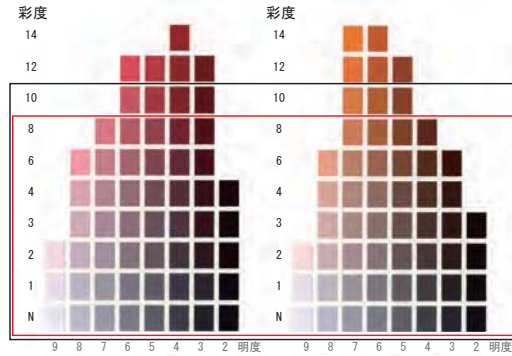
禁止地域、第1種許可地域の色彩制限

色相	彩度の制限値	明度の制限値
0.1R～10R	8以下	制限なし
0.1YR～10YR		
0.1Y～10Y		
その他	6以下	

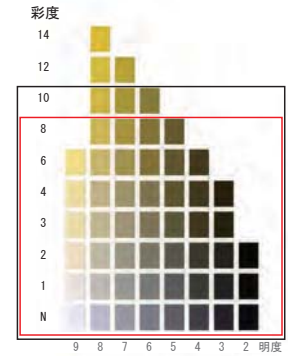
第2種、第3種、第4種、第5種許可地域の色彩制限

色相	彩度の制限値	明度の制限値
0.1R～10R	10以下	制限なし
0.1YR～10YR		
0.1Y～10Y		
その他		

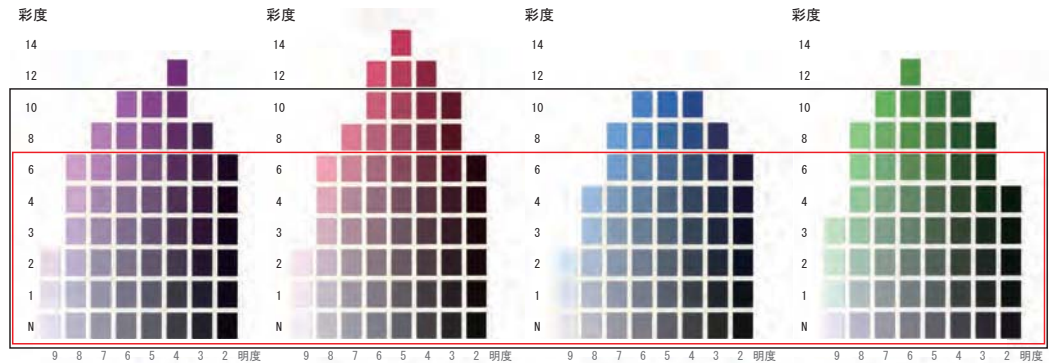
色相 R・YR



色相 Y



その他色相



禁止地域・第1種許可地域及び特別規制地区：
 その他許可地域：

色彩の調整



使用する色相は同じでも地と図を反転させたり、明度を落とすなどの工夫で、周辺の街並みに合った落ち着いた色彩となる。

3-2. 素材

素材使用例



地の木材の風合いを、ありのまま表現したサイン



格子状のサイン盤面から障子風の建具が透けて見え、違和感のない仕上がり【岐阜県高山市】



盤面に金属素材を利用しているが、木材を組み合わせることで、柔らかい印象となる



観光地の視点場に立つガラス盤面の案内看板【タイ】



自然素材の石をそのまま利用したサイン【アメリカ】



伝統的な布素材の日除けのれん



盤面形状の工夫で、材料の無味乾燥さを感じさせないコンクリート材

移動看板



素材は、カラーコーンとエプロン
本来の用途とは違う素材を使い、見事にデザインされたサイン



【京都府京都市】
SDA最優秀賞：(社)日本サインデザイン協会HP

工事地の仮囲い



工事現場の仮囲いも、短期間にせよ、街並みの一部として工夫したい

【東京都千代田区】

SDA奨励賞：(社)日本サインデザイン協会HP